

# 目 次

21世紀のネオ・ラディスム 人工知能が引き起こす労働問題 .....	本 田 康二郎	1
もう一人のゲッツー 法の観点からみた『エグモント』 .....	公 地 宗 弘	11
総合人間科学 放射線生物学入門について .....	奥 田 光 一・橋 本 光 正	33
総合人間科学 放射線生物学 実習「染色体標本の作成及び放射線照射による 染色体構造異常の観察」を通して学ぶ細胞生物学 .....	橋 本 光 正・奥 田 光 一	39
本学学生の体力・運動能力に関する調査報告 .....	津 田 龍 佑・村 上 祐 介	49
看護大学生のキャリア成熟に関する研究 .....	久 司 一 葉	57
ヴィルヘルム・モムゼン『ゲーテの政治観』(10) .....	(訳) 公 地 宗 弘	65



## 21世紀のネオ・ラディズム —人工知能が引き起こす労働問題

本田 康二郎\*

### Neo-Luddism in the 21<sup>st</sup> century —AI will cause a new labor issue

Kojiro HONDA\*

#### Abstract

In our century, Artificial Intelligence (AI) technology is progressively developing, and its social impact will be immeasurable. AI has already acquired human-like abilities, such as 1) natural language processing, 2) pattern recognition and 3) deep learning. These abilities will result in machines expropriating white-collar workers of their specialist jobs. This situation is very similar to one that occurred in the 19th century. At that time, weaving machines deprived craft workers of their jobs. And to defend their jobs, they tried to destroy the weaving machines in England. Their movement to destroy the machines was later called the Luddite Movement. Will we see the same movement to destroy AI in our century? In this paper, we will summarize the history of the Luddite movement and compare the past situation with the current one. Lastly, we will argue that we have enough reasons to resist AI technology in order to protect our traditional lifestyle.

#### 1. ラッダイト運動とは

ラッダイト運動 (Luddite movement) という言葉を聞いたことがあるだろうか。この言葉は、伝説の指導者ネド・ラッド (Ned Ludd) 率いる労働者たちが行った「機械打ちこわし」運動のことを指す。時は19世紀、場所はイギリス各地 (マンチェスター, ヨークシャー, ミッドランドなど) で発生した。このとき、打ちこわしの対象となったのは主にストックキングを織るための自動織機であった。

織物職人たちは、なぜ自動織機を打ち壊したのだろうか。自動織機は、当時の熟練の職人の6倍の速度でストックキングを編み上げることができたと言う。単位時間当たりの生産量が上がれば、少ない人件費で安いストックキングを販売することができ、結果として商品の競争力が高まることになる。多くの経営者たちが手織りから機械織りに切り替えたことで、労働者たちは職を失うこ

---

\* 人文科学 Department of Humanities

(平成28年11月29日受理)

とになった。ラッドライト運動を行ったのは、そんな労働者たちだった。

表面的に見れば、機械技術の進歩に対する拒否反応のようにも見えるが、問題の根はもっと深いところにあった。機械の導入により、手工業者（労働者）たちの労働の質は一変することになる。編み物をするなら、編み物をするための技能が必要になるが、それは何年もの修行期間を経て、初めて身に付けられるものであった。労働者たちは、自分たちの技能に誇りを持っていたし、その技能があればこそ、見習い職人から尊敬も受けることができた。そして、技能の確かさは職人の社会的地位を生みだし、彼等に発言力をもたらすことにもなった。ところが、機械の導入は、これら全てを台無しにしてしまうものだったのだ。職場の権限は機械設備の所有者（資本家）に集中するようになり、労働の質も技能の運用から機械の番へと変容していくことになった。したがって、技能を伝授するための徒弟制も深い意味をなさなくなっていく。機械の導入は、当時の労働者たちにとって、人間関係までを含む生活の基盤の変更を迫るものだったといえる。機械をにわかに受け入れられるものではなかった理由がここにあったのだ。

運動は一時期苛烈をきわめたため、イギリス政府のラッドライト運動への取り締まりは厳しくなり、織機を破壊した者へ死罪を科す法令も作られた。結果として、何人もの労働者が絞首刑となり、やがて運動は鎮静化していった。後にカール・マルクス（Karl Marx, 1818-1883）は、労働者が攻撃すべきだったのは物質的な生産手段それ自体ではなくて、その「社会的な搾取形態」の方だったと述べたが（『資本論』第一巻、第十三章第五節）、いずれにせよ彼はラッドライトのことを後の労働運動の先駆者たちと見なしていたと言えるだろう。

## 2. ラッディズム概念とその展開

産業革命に反対するラッドライトらの考え方はラッディズム（Luddism）と呼ばれ、詩人のバイロン（George Gordon Byron, 6th Baron Byron, 1788-1824）がこれを擁護したりしたが、運動の鎮静化とともに19世紀の半ばごろには使われない言葉になっていった。

この言葉が再び脚光を浴びたのは、1959年に物理学者および作家のスノー（Charles Percy Snow, 1905-1980）がケンブリッジで行ったリード講演『二つの文化と科学革命』においてであった。彼は、文学的知識人のことを「生まれながらのラッドライト」（Natural Luddite）と呼んで批判した（Snow 1964, 邦訳 34）。ラッドライトは機械化に反対した熟練労働者の組織の呼び名であったが、この講演により産業革命に反対する者だけでなく、あらゆる技術革新に反対する者をもラッドライトと呼ぶことになっていった。つまり、ラッディズムという言葉は、近代科学が与える文化への影響を批判する人々全般を指す言葉になっていったのだ。

20世紀後半になり環境問題が表面化すると、ラッディズムという概念は技術文明を批判する文脈で今度は肯定的に用いられるようになっていく。アメリカの哲学者ラングドン・ウィナー（Langdon Winner, 1944-）は、技術を批判的に論じるためには「認識論としてのラッディズム（Luddism as Epistemology）」が必要だと述べ、新しい技術の構築を進めるに当たって留意すべき原則を次のように提案した。（Winner 1977, 606）

- ・ 一般原則として、科学技術には非専門家にとって直接的に分かりやすいような規模と構

造が与えられるべきだ。

- 科学技術は高度の融通性 (flexibility) と変更可能性 (mutability) を持つように構築されるべきだ。
- 科学技術は、それが生み出す依存状態の度合いによって評価されるべきだ (=依存状態を生み出さない科学技術が望ましいということ。依存状態とは、人々を社会階層の下部に縛り付けてしまうような従属関係のことをさす)。

ウィナーは、科学技術が巨大化して社会関係を固定してしまうことを恐れた。新技術の導入によって人々の自由が奪われないよう、批判的に技術を観察する態度こそが、彼の定義するラディズムであった。

さてシェリス・グレンディニング (Chellis Glendinning, 1947-) というアメリカの社会運動家が「ネオ・ラッドライト宣言にむけたノート (“Notes toward a Neo-Luddite Manifesto”)」を発表した (1990年) が、ここでの議論がラディズムの概念をより深いものにしたといえる。彼女は、「本質的にいって、ある科学技術はある世界観 (a worldview) を反映している」 (Glendinning 1990, 604) と述べた。具体的に言うと、ある種の技術が運用されるためには、必ずそれを操作する技能が必要になるし、またそれを維持運営していくための社会的組織 (企業、官庁、大学など) が必要になる。つまり、新しい技術の導入は、それまでの社会生活の一部を改変するほどの強い影響力を持つことになるというのだ。新技術を用いるのは個人の自由であり、それが社会全体に大きな影響を与えることはないのだと、高をくくってはられないということになる。

グレンディニングは、ネオ・ラディズムは反技術運動ではないと明確に否定した。彼女が反対するのは、人々の生活やコミュニティを根源的に破壊してしまうような技術だけだという。スノーはラディズムを科学に無知な知識人による単なる技術嫌いを指す言葉として用いたが、彼女はネオ・ラディズムという新しい言葉をつくり、これを科学技術に対してなら何でも反対するという態度ではなく、技術をより注意深く吟味する態度にこそ当てるべきだと提案したのだ。ネオ・ラディズムという概念には、新たなテクノロジーを導入するにあたり、人間の都合だけを考慮するのではなく、他の生命の生存や、自然界のシステムへの影響も考慮すべきだという主張が含まれており、環境問題も視野に入れている点に特徴があった。

彼女によって破壊的な科学技術として具体的に名指しされたのは次の六つの技術領域であった (ibid., 605)。

- 原子力技術 (nuclear technologies) : この技術は、燃料サイクルの各段階で病気や死の原因となるから
- 化学工業 (chemical technologies) : この技術は、合成物質 (大概毒性を持っている) をつくる過程で自然システムを壊乱したり、毒性のある処分不能な廃棄物を排出したりするから
- 遺伝子工学技術 (genetic engineering technologies) : この技術は、一度生物圏に放出されたら予測不能なリスクで我々を脅かしかねない突然変異原を生み出すから

- ・ テレビジョン：この技術は、マインドコントロールの中心的な力として、共同体の生活をこわし、環境を悪化させてしまうから
- ・ 電磁気技術 (electromagnetic technologies)：電磁波は、生き物本来の電氣的な力を変化させてストレスや病気の原因となるから
- ・ コンピューター技術：この技術はその生産や使用の過程の中で病気や死の原因となるし、中央集権的な政治権力を強め、人々から生活の直接的な経験を奪ってしまうから

これらの技術領域は20世紀に発展し、現代の私たちの生活を支える基盤となっている。しかし、それらがもたらす生態系や環境への影響や、共同体の生活への影響については、まだ問題が山積みだと言えるであろう。ネオ・ラディズムの概念は、市民が技術文明を批判的に考察する態度を育む上で、未だにその有効性を保っていると言える。

### 3. 21世紀の産業革命

21世紀に入り人工知能技術が急速に発展してきた。この新たな技術領域は、次なる産業革命を引き起こす潜在的な力を秘めていると言われている。その理由は何であろうか。人工知能がこれまでのコンピューター技術よりも優れているとすれば、それは次のような能力を持つからだと言える。

- ① 自然言語処理：人間の言葉のある程度理解し、人間と直接コミュニケーションを取ることができる
- ② パターン認識：画像情報から、顔や模様を判別することができる
- ③ 深層学習 (ディープラーニング)：膨大な計算資源 (インターネット上の情報) を用いて、自ら学習し知識を増やすことができる

人工知能が獲得したこうした能力は、人間にしか出来なかった仕事をコンピューターに肩代わりさせることを可能にする。つまり、人工知能が産業革命を生じさせると言われている理由は、それが私たちの労働環境を急激に変化させる可能性をもつからなのだ。はっきり言えば、これまで人間にしかできないとされてきた職業が、人工知能に奪われていく可能性が極めて高いということになる。

では、人工知能はどのような職場に進出していくのであろうか。人工知能学者や経済学者たちは次のような職域に人工知能が進出するのではないかと考えている (松尾 2015, 216-222, Brynjolfsson and McAfee 2011, 邦訳 32-38)。

- ・ 広告：大衆向けの広告から、より個人向けの広告への転換。人工知能は、顧客のニーズの変化をネット上の情報から割り出すような仕事が得意である。
- ・ 報道：自然言語処理が得意な人工知能は、多くの記事を自動で書くようになっていく。すでにスポーツ記事のような定型の記事は人工知能が書き始めている。

- ・ 医療： パターン認識力を持つ人工知能は、レントゲン写真や CT 画像・MRI 画像などから病巣を発見する能力に優れている。また、ネット上の膨大な量の症例をチェックし、診断に活かすこともできる。疫学的な調査についても、ネット上の情報を膨大に扱うことのできる人工知能の得意分野となる。
- ・ 介護： パターン認識にすぐれた人工知能は、患者の容体をその表情からチェックすることができ、迅速な通報が可能となる。また、自然言語処理にすぐれた人工知能なら、患者との感情的なコミュニケーションも可能になるかもしれない。
- ・ 法務： 弁護士は裁判に臨む前に、膨大な量の過去の判例をチェックする。これまで人間が行ってきたこの作業は、人工知能が得意とする分野である。
- ・ 金融： 株価の変動に従った、秒単位での株式売買はもはや人間の手には負えなくなってきた。これを担うのが人工知能である。最近では、ウォール街の金融工学の専門家たちが、エージェントベースの金融モデルをプログラミングしようとしている。これは、複雑な株式売買戦略を主体的に駆使する人工知能のことである。
- ・ 会計： 複雑な帳簿処理も、人工知能により自動化される可能性が高い。
- ・ 防犯： 防犯カメラの映像から、人物の特徴を抽出する作業は人間が行っているが、町中に置かれた防犯カメラの録画映像を全て見るとしたら膨大な時間が必要になる。この作業を人工知能にやらせれば、個人では処理できない量の画像データをチェックすることが可能になり、防犯業務が大きく変化するかもしれない。
- ・ 受付： 自然言語処理による会話の成立や、相手の表情を読み取る能力によって、人工知能を搭載したヒューマノイドが受付業務を行うことが可能となる。電話対応も人工知能によって可能となる。
- ・ 物流： 人工知能が自動車の自動運転を可能にしつつある。人工知能がドライバーになれば、交通渋滞などの道路情報をリアルタイムで分析し、最短経路をつかって効率的な物流を実現する可能性がある。
- ・ 通訳・翻訳： 自然言語処理の能力が今以上に高まれば、同時通訳や外国語の翻訳も可能になる。
- ・ 農業： 人工知能が、農作物を「植物工場」で生産することが可能になるかもしれない。土を全く使わない水耕栽培を行い、生育環境（光、温度、湿度、二酸化炭素濃度、養分、水分など）を人工知能によって制御すれば生育予測が可能になり、需要にあった最適の生産量を調整することが可能になるかもしれない。
- ・ 芸術： すでに人工知能に絵画を書かせたり、作曲させたりする試みがなされている。これまで作られた膨大な芸術作品や楽曲を読み込んで、人間にとって心地よい映像や音楽を分析し、類似する作品を人工知能が自動的に作成するようになる可能性がある。

ここに挙げられた例は人工知能が介入する職域の全てを網羅しているわけではない。これ以外の職種にも、人工知能は大きな影響を与える可能性があるだろう。つまり、今現在人間が行っている職業の多くが自動化され機械の業務に置き換わっていく可能性があるのだ。こうした状況が発

生すれば、それはストックングを編む手作業が自動織機による生産に置き換えられていった状況と似てくると言えるのではないだろうか。

#### 4. ネオ・ラッドライトは人工知能を打ち壊すか？

20世紀になって環境問題へと関心の重点を移したラッドイズムの概念は、21世紀に入って再び労働問題へ焦点を移してきている。前節でみたように様々な職業が機械化される可能性が高いからである。自分の職業を守るために、労働者は人工知能を打ち壊そうとするだろうか。もし人工知能の導入によって、多くの労働者が路頭に迷うことになるならば、あるいはそのような事態が起きるかもしれない。しかし、かつての職人集団がギルドの中で持っていたような共同体の紐帯が失われている現在では、組織だった破壊活動を活発に行うことは難しいのではないだろうか。

さて、人工知能は仕事を奪うだけでなく、新しい仕事を生み出す可能性も秘めている。人工知能の学習能力や情報処理能力を、携帯端末やパソコンのような便利な道具を使って安価に使用することができるならば、これまで一人の人間では成し遂げられなかったような仕事を容易に行うことが可能になるかもしれない。人工知能を使って新商品のデザインを行い、3Dプリンタで成型し、安価になった物流システムを使って商売をするなど、大企業でしか出来なかったような業務が小規模の集団の中で行うことが可能になってきた。このように人工知能の活用によって労働者のチャンスが広がるとすれば、焦点は人工知能によって失われる雇用を、新たに生み出される雇用によって吸収できるかという問題に置き換わる。

人工知能の発展により労働者は遅かれ早かれ、産業革命の時と同様に機械との競争に巻き込まれることが予想されている。マサチューセッツ工科大学のエリック・ブリニョルフソン (Erik Brynjolfsson, 1962-) とアンドリュー・マカフィー (Andrew Paul McAfee, 1967-) はその著書『機械との競争』の中で、サービス業の多くが機械化されていくことを予測している。そして比較的影響が少ない職域は、視覚・聴覚・身体運動を総合的に使って行う肉体労働であるとしている。これは、ロボット技術がまだ発展途上にあるため、人工知能に人間並みかそれ以上の知覚能力を持たせるにはまだ時間がかかるからという理由による。また、経営者や監督者のようなリーダーシップを必要とする仕事、医師や教師やカウンセラーのような対人関係の中で行われる仕事も失業のダメージが少ない分野と予測されている。これは、人工知能が人間の感情を理解したり、創造性を発揮したりする力をまだ持っていないからという理由による。

彼等は、労働者は人工知能と競争するよりもそれを利用し、人工知能だけでは持てない能力を発揮することで、機械との共存を図る方が賢明であると述べている。例えば、人工知能ディープ・ブルー (Deep Blue) がチェスの世界チャンピオンであるガルリ・カスパロフ (Garry Kimovich Kasparov, 1963-) を破った (1997年) ことが話題になったが、実際のところカスパロフを破ったのはコンピューターそれ自体ではなく、コンピューターと人間の連合チームであった。人間と人工知能がチームを組めば、世界最高峰の頭脳を上回るだけの能力を発揮することが証明されたわけだ。経済活動においても、限られた市場の占有権を圧倒的な力を持った人工知能と人間の連合チームと競ったところで、生身の人間の敗北は最初から分かっている。それならば、自分も機



械と競うのではなく、それと共同してチームを組み、別の新たな市場を開拓するほうが賢い生き方なのではないかというのが、彼等の主張である。

彼らの展望では、人工知能と組んだ人間のチームは、これまでの人間ではもちえなかった能力を発揮するので、勝者となった企業は市場を独占することになるという。そうなれば、貧富の格差が今以上に拡大するかもしれない。この問題に対して彼らが出す処方箋は、創出する市場の数を増やし続ければよいというものだ。つまり、一つの市場をめぐる椅子取りゲームをするのではなく、誰も考えていないアイデアを商品化して市場の数を増やし続けていけばいいというのである。このような新しい競争環境で労働者が生き残るためには、大企業の従業員を目指すことよりも、各人が経営的なセンスを持って小規模のチームをつくり、新たなサービスなり商品なりを開発するという戦略がより重要になってくるのだろう。

上記のような、小規模な市場が乱立する新しい市場経済の仕組みの中で人間が活躍するためには、人工知能が持てない能力を研ぎ澄ませる教育が必要になってくる。①リーダーシップの発揮、②チーム作り、③創造性の発揮、これらの重要性がこれまで以上に高まっていくであろう。人工知能は問題を処理する上で、驚異的なパフォーマンスを発揮するかもしれないが、何が問題なのかを発見する力は持っていない。社会の安全にとって何が必要なのか、人々の生活の質を高めるために何を提供すればよいのか、といった問題を考えて、具体的に課題を設定するのは人間の仕事である。人工知能は課題が確定してから、はじめてそれらを解決するための力を我々に与えてくれる存在なのだ。

## 5. 残される問題

人工知能と人間が連合したチームが、新たな市場を開拓しつづけ、社会がますます豊かになっていくというビジョンは魅力的に見えるかもしれない。では、労働問題を市場の無限大の増殖によって解決できると仮定した場合、ネオ・ラディズム(=「技術をより注意深く吟味する態度」)の方は必要なくなるのであろうか。

第2節でグレンディニングのコンピューター技術への懸念として、①「中央集権的な政治権力を強める」という問題と、②「人々から生活の直接的な経験を奪ってしまう」という問題があったことを紹介した。これらの視点をもう少し詳しく検討しておこう。

①「中央集権的な政治権力を強める」という点だが、確かにインターネットの登場によって我々の様々な活動が監視可能になってきたと言えるだろう。ネット・ショッピングは便利な道具であるが、購買の記録はサービスを提供している企業に蓄積されていくことになる。あるいはソーシャル・ネットワークング・サービス(Social Networking Service: SNS)を通じた知人との交流の記録や写真などもデジタル情報として蓄積され、これらは全て人工知能の計算資源として活用されている。誰が、どこで、何を買い、何を思い、どんな人たちとつながっているのかを解析することは、人工知能の得意分野である。人工知能を使えば、これまで以上の強い監視体制を作ることが可能であり、しかもそうした監視体制を私企業が作ることもなりかねない。情報の集中によって権力を得た側にとって、自分たちに不都合な人間を探しだすことや、あるいは彼/彼女をサイバー空間上から抹殺する(検索をかけても見つからない存在にする)ことは技術的に容易

になるだろう。ジョージ・オーウェル (George Orwell, 1903 - 1950) の 1949 年の作品『一九八四年 (Nineteen Eighty-Four)』に登場したビック・ブラザーが市民を監視するような社会を、人工知能が作っていくことになるかもしれない。そのような社会を嫌う人々が増えれば、人工知能に反対するネオ・ラダイト運動が生じるであろう。

②「人々から生活の直接的な経験を奪ってしまう」という点だが、直接的な経験とは何であろうか。私たちは、知らないことがあれば、検索エンジンを用いてキーワードを検索し、必要な情報を得る。知らない土地に行く前には地図を検索し、目的地周辺の景色をコンピューター上で確認することも可能だ。さらに、SNS 上での言葉のやりとりを通じて、新しい友人を作ることもできるし、ネット・オークションを通じて商売することも可能になった。つまり、私たちはコンピューター上の情報を媒介して、世界を知り、他者を知り、誰かとコミュニケーションする時代を生きているわけである。しかし、直接経験とは、このような情報を媒介とした知覚ではない。自らの身体に備わる五感を用いて、外界と直接交流して得られる経験こそが直接経験である。

イギリスの科学哲学者リード (Edward S. Reed, 1954 - 1997) はこの直接経験の価値を軽視してはいけないと警告した。間接的な情報にばかり頼っていると、我々のもつ周囲の世界を的確に経験する能力や、この経験を熟慮するために用いる能力が、失われてしまうかもしれないのだ。直接的に経験される世界は「自分が望むだけ注意を凝らして見ることができるし、つねに新たな情報を明らかにすることができる。しかし、これは間接的情報については全く成り立たない」(Reed 1996, 邦訳 131)。直接経験される世界において活動することが、人間の共同体を基礎づける条件だったとすれば、間接経験にばかり頼る人間同士の共同体はどのように変化していくのだろうか。間接経験の共有ばかりで、深い共感をもつことが出来なくなった場合、人間はこれまでなかったような不安を抱えることになるかもしれない。例えば、SNS 上で知り合って、数年間親しく交流した複数の人間たちが、後で人工知能の構築した架空の人格だったと知ったら、どうなるであろうか。このような事態の怖さに気づいた人間たちもまた、直接経験を共有することに価値を見出し、人工知能が提供する情報に依存する社会に反対するようになるのではなかろうか。

## 6. まとめ

19 世紀に発生したラダイト運動を一部の機械嫌いが起こした馬鹿馬鹿しい乱闘騒ぎであったと一蹴することはできない。21 世紀に生きる我々も、人工知能という新しい技術を目の前にして、19 世紀の人々が感じたような社会的混乱を失業という形で味わうことになるのかもしれないからである。

人工知能に精通する経済学者たちは、機械と争っても勝ち目がないのであるから、共存の道を探るべきだと提案している。機械に出来ない能力を磨き、機械と協同することで、驚異的な生産力を得られるのかもしれないからだ。彼等の言うことが正しいとすれば、失業問題の発生は杞憂ということになる。

しかし、問題は単に労働問題で終わることはない。強力な監視社会の到来や、直接経験の欠乏がもたらす憂鬱な気分は、共感することで仲間意識を強めてきた人間という生物の生き方に、深刻なダメージを与える可能性があるのだ。我々は、安易に技術嫌いになる必要はないが、少なく

とも批判的な精神で人工知能という新しい技術の社会的な意味を吟味する態度をもっている必要があるだろう。我々はこれまでの自らの歴史の中で、利便性を得るときにいつも何かを失ってきたということを忘れてはならないのだ。

#### 参考文献

1. Barrat, James, *Our Final Invention: Artificial Intelligence and the End of the Human Era*, Thomas Dunne Books, 2013 邦訳『人工知能 人類最悪にして最後の発明』水谷淳訳, ダイヤモンド社, 2015年
2. Brynjolfsson, Erik and McAfee, Andrew, *Race Against The Machine: How the Digital Revolution is Accelerating Innovation, Driving Productivity, and Irreversibly Transforming Employment and the Economy*, Digital Frontier Press, 2011 邦訳『機械との競争』村井章子訳, 日経BP社, 2013年
3. Dreyfus, Hubert L., *On the Internet (Thinking in Action)*, Routledge, 2001 邦訳『インターネットについて 哲学的考察』石原孝二訳, 産業図書, 2002年
4. Edler, Frank H. W., "Luddites and Luddism," *Encyclopedia of Science, Technology, and Ethics: Vol.3*, Carl Mitcham (Editor in Chief), Thomson Gale: Farmington, 2005, pp.1142-1143
5. Glendinning, Chellis, "Notes toward a Neo-Luddite Manifesto," *Utne Reader*, 38/1, 1990, in Robert C. Scharff and Val Dusek (Eds.), *Philosophy of Technology The Technological Condition An Anthology*, Blackwell Publishing: Oxford, 2003, pp.603-605
6. Markoff, John, *Machines of Loving Grace: The Quest for Common Ground Between Humans and Robots*, Ecco, 2015 邦訳『人工知能は敵か味方か パートナー, 主人, 奴隷—人間と機械の関係を定める転換点』瀧口範子訳, 日経BP社, 2016年
7. Marx, Karl, *Das Kapital: Kritik der politischen Oekonomie*, 1867 邦訳『マルクス・コレクションV 資本論 第一巻(下)』今村仁司・三島憲一・鈴木直訳, 筑摩書房, 2005年
8. Orwell, George, *Nineteen Eighty-Four*, 1949, 邦訳『一九八四年(新訳版)』高橋和久訳, 早川書房, 2009年
9. Reed, Edward S., *The Necessity of Experience*, Yale University Press: New Haven and London, 1996 邦訳『経験のための戦い —情報の生態学から社会哲学へ』菅野盾樹訳, 新曜社, 2010年
10. Snow, Charles Percy, *The Two Cultures*, Cambridge University Press: Cambridge, 1964 邦訳『二つの文化と科学革命』松井卷之助訳, みすず書房, 1967年
11. Winner, Langdon, *Autonomous Technology: Technics-out-of-Control*, MA: The MIT Press, 1977, in Robert C. Scharff and Val Dusek (Eds.), *Philosophy of Technology The*

*Technological Condition An Anthology*, Blackwell Publishing: Oxford, 2003, pp.606-611

12. Zarkadakis, George, *In Our Own Image: Will artificial intelligence save or destroy us?*, Ebury Digital, 2015 邦訳『AIは「心」を持てるのか 脳に近いアーキテクチャ』長尾高弘訳, 日経BP社, 2015年
13. 苫米地英人 『認知科学への招待』サイゾー, 2014年
14. 西垣通 『ビッグデータと人工知能』中央公論新社〈新書〉, 2016年
15. 松尾豊 『人工知能は人間を超えるか ディープラーニングの先にあるもの』KADOKAWA, 2015年
16. 松尾豊・塩野誠 『東大准教授に教わる「人工知能って、そんなことまでできるんですか?」』KADOKAWA, 2014年
17. 本山美彦 『人工知能と21世紀の資本主義 サイバー空間と新自由主義』明石書店, 2015年

#### 謝辞

本研究はJSPS 科研費 JP16H03343 (「日本型『ロボット共生社会の倫理』のトランスディシプリナリーな探求と国際発信」研究代表: 神崎宣次(南山大学)) の助成を受けたものです。

## もう一人のゲッツ——法の観点からみたゲーテ『エグモント』

公地宗弘\*

### Ein anderer Götz——Goethes *Egmont* unter dem Gesichtspunkt des Rechts

Munehiro KOUCHI\*

#### 1 法制としての主従関係

ゲーテはデビュー作『ゲッツ・フォン・ベルリヒンゲン』(1773年)を世に送ったのち、16世紀スペインからのネーデルラント独立運動に題材を取り、悲劇『エグモント』の執筆に取りかかった。1775年の執筆開始から12年ののち、1787年に完成した作品の中心人物は、スペイン側の陰謀によって捉えられ、処刑されるエグモント伯爵である。獄中のエグモントが自らの処刑をネーデルラント独立の犠牲の死となる希望を描いて終わることによって、エグモント処刑後、彼の盟友オラーニエンの主導で行われた独立運動の史実が暗示される。

ところでネーデルラントの貴族であるエグモントは、スペイン王に従うとともに、その代官としてフランドル州を治めている。作中のエグモントとネーデルラント国民との主従関係は、ここ一世紀の研究を振り返ると、1960年代までは、自然に形成された「国民性」<sup>1)</sup>あるいは国民の生命力をエグモントが指導する(時にはデモニッシュとされる)関係と捉えられる傾向に<sup>2)</sup>、その後70年代以降は、エグモントと国民が相互の利益のために依存しあう(これもしばしばデモニッシュとされる)関係が強調され、その適否を論じられる傾向にあるように思える。<sup>3)</sup> S・マルトゥスによれば、エグモントは自分と国民の間に「政治的感情」に基づく「相互依存(Wechselseitigkeit)の原則」が成り立っていると思っているが、それはエグモントの誤解である。なぜなら、筋の展開は、国民の政治意識が政治的感情から法令集という「文書形式」へと変化したことを示しており、「書物は感情の代替となり得ない」からである。<sup>4)</sup> 論者の関心は作中の音楽的要素にあったため、エグモントが信じるこの「政治的感情」とはより具体的にはどんな感情なのか、そしてそれに基づく主従の「相互依存」とはどんな関係かは論じられず、その後の研究でも論点とならなかった。<sup>5)</sup>

本論考では、この相互依存の主従関係を、政治と密接に関連しつつ、その支配—服従の構造をより明確にする法制(史)の視点から検討したい。この法的な観点は、実は前作『ゲッツ』が指し示している。『詩と真実』の記述によれば、『エグモント』執筆の動機には前作『ゲッツ』が大きく影響していた。『ゲッツ』は、16世紀ドイツで領邦体制が確立していく時代のなかで皇帝

\* ドイツ語 Department of German

(平成28年9月20日受理)

直属の騎士が没落する状況を描いている。作中のゲッツは、一方では自らの配下と忠義の契りを交わし、他方では皇帝に直属する騎士として忠誠心が厚く、そして時代の転換期にあつてまさにこの忠誠心ゆえに没落していく。『ゲッツ』に描かれたこの忠誠心に基づく主従関係を理解するには、法制史的な視点が不可欠と思われる。というのも、騎士ゲッツの没落は、彼の自衛行為、自力救済が「永久ラント平和令」の厳格適用により禁止されていくからであるが、フェーデ（Fehde）と呼ばれるこの自力救済もまた、主従の緊密な忠誠関係を基盤とした法的権利だったからである。ゲーテは、この騎士の法的没落の意味で「世界史の一つの重要な時代の象徴」を映し出したのであるが、それに続く『エグモント』でも「国家の歴史の同様の転回点」を描こうと考えた（MA16, 815）。主人公エグモント伯爵の「人間的、騎士的な偉大さ」が特に関心を引いた（MA16, 821）。このことから、騎士の法的存在が時代の動きのなかで没落するという『ゲッツ』の主題が『エグモント』において継続していると見ることができる。事実、作中のエグモントもゲッツ同様、国民との間に「持ちつ持たれつ」（248）の信頼関係を築きつつ、同時に金羊毛騎士団の特権を有する騎士として国王への忠誠心が厚く、またその忠誠心が仇となって処刑の憂き目にあう。

エグモントがゲッツの法の原則を受け継ぎ、その意味でエグモントを言わばもう一人のゲッツと見ることができるとすれば、エグモントを動かす主従の基本原則、そして、そこから生じる悲劇的展開の過程を法的側面から捉えることができるであろう。

もちろん、法と言え、周知のように作者ゲーテ自身が幼少時からローマ法の手ほどきを受け、大学での法学教育をへて、フランクフルトで短期の弁護士業を経験したのち、ヴァイマルで法律家として行政に携わったように、生涯を通じて法と密接に関わった。ゲーテの法に対する考え方についての研究は、その性質上、法学関係者によるものがほとんどであることもあり、<sup>6)</sup> ゲーテ文学を法との関わりから論じた文献は極めて少ない。<sup>7)</sup> 当然ながら、『エグモント』を法の観点から考察することは同時に、文学研究の立場から法律家ゲーテの法観の一端を垣間見る試みでもある。<sup>8)</sup>

## 2 『ゲッツ』の法制史的背景——永久ラント平和令 対 フェーデ

『ゲッツ』に描かれた時代は、法制史的な背景から見れば、15世紀末から継受が進行しつつあったローマ法により、それまでの伝統的な地域法、あるいは不文慣習法に代わって普遍合理的、体系的な法が各領邦を通じて神聖ローマ帝国の全域に施行されて行く過程であった。こうした背景のもと、『ゲッツ』の筋は、騎士の伝統的な紛争解決方法であるフェーデ（自力救済）の権利を死守しようとするゲッツとその仲間が、永久ラント平和令を盾にそれを全面的に禁じる諸侯および神聖ローマ帝国によって追い詰められるという展開になっている。まず、この永久ラント平和令を中心に、フェーデの権利、ローマ法継受について概観しておきたい。

制定法の存在しなかった古代ゲルマンの時代以来、フェーデは通常の裁判と並んで、正当性を主張する抵抗権として法的に認められていた。フェーデには農民、都市民にも認められた血讐（Blutrache）と、騎士階級にのみ許された騎士フェーデがあった。<sup>9)</sup> 暴力の絶えない古代ゲル

マン社会では、家族や氏族といった血縁集団が自らに加えられた危害や侮辱に対して力をあわせて復讐し、あるいは相応の賠償の獲得や名誉回復をしなくてはならなかった。これに加えて、中世において、騎士の武装権に基づいて騎士階級にのみ認められたのが騎士フェーデであり、これは一定の手続を踏むものである。『ゲッツ』で描かれているのはこの騎士フェーデである。

騎士フェーデは報復の対象が当事者のみならず、一族郎党、同盟者、さらにはその支配下にあるものすべてであったので、領主に隷属した農民や農村、商人は時に多大な被害を蒙った。さらに、手続を踏まない違法なフェーデ、それどころか正当な理由がない、単なる略奪に等しいフェーデまでが横行することとなり、<sup>10</sup> こうした不法なフェーデを取り締まるために、12世紀以降しばしばラント平和令(Landfriede)が出され、最終的には1495年、皇帝マクシミリアン一世の発布した「永久ラント平和令」により、フェーデ全面禁止の法的な解決を見ることとなった。

そして永久ラント平和令は、その背後で継受が進行していたローマ法を、いわば帝国公認のものとして登場させた。平和令発布と同時に、違反者の処罰を目的に帝室裁判所が設置される。それとともに、そこでの裁判手続等を定めた「帝室裁判所令」が公布されるが、それはローマ法の適用を明確に表明し、それまで事実上進行していたローマ法継受を追認するものであった。<sup>11</sup>

ローマ法の継受はドイツでは15世紀末から始まり、伝統的な裁判形式を変えていった。古代ローマ法はヨーロッパ法体系の唯一合理的な手本として、さまざまな註釈や註解を加えられながら、ヨーロッパ全土に継受され、各地域の伝統的な法を取込んでいった。その媒体となったのは大学の法学部で、特にイタリアのボローニャ大学は全ヨーロッパから学生を受け入れ、学識法曹として輩出することにより、ローマ法が各国に継受されるのに重要な役割を果たした。そこでの授業カリキュラム、教育方式は、その後、学識法曹養成のために各国に設置された法学部の教育システムを決定づけた。端的に言って、授業の方式はそのまま、将来の法学教授のノウハウに直結していた。実際、ゲーテがシュトラースブルクで受けた卒業試験の方法は、法文のテーマについて出典を説明し、註釈を加え、続いてそれに対する反論を反駁するという討論形式であったが、それはまさに法学の教授法そのものであった。ローマ法継受に伴い、裁判形式も変わっていく。伝統的な裁判は、口頭での申し立てに基づき、慣習法に通じた地域の名望家が参審人として法判断の中心的役割を果たすものだった。ローマ法による訴訟手続は文書によって行われ、当然、法判断はローマ法を習得した学識法曹によって下されるか、あるいは大学法学部の鑑定意見が判決となった。したがってローマ法の浸透に伴い、裁判の構成員も次第に学識法曹が多数を占めるようになった。上述の帝室裁判所を含む帝国レベルの裁判所では、1548年以降、判事は全員ローマ法を習得した学識法曹に限定され、以後、領邦や都市レベルの裁判所でも、次第に素人参審人は学識法曹に置き換わっていった。法学部の履修者は貴族出身者のみならず、都市の富裕層の子弟も多かった。彼ら教養市民層はこうして、大学卒業後、大学教授として学識法曹の再輩出を担うのみならず、官吏として諸侯をはじめとする君主の宮廷に重用されていく。

『ゲッツ』において、こうしたローマ法継受の動きはボローニャ卒の法学者オレアーリウスが言及している。彼によれば、ローマ法は「書物のなかの書物」であり、市民出身の法学生が「生まれの欠点を才能によって補うため」に「立派な熱意」を見せている(569)。一方で地域住民は、素人参審人が「年功と経験」「地域の事情」「古い伝統とわずかな規則」に従って判決を

下す伝統的な裁判形式を支持し、ローマ法を修め、学位を取得した学識法曹に対して反感を覚えている、と言う (569)。

ラント平和令のもう一つ重要な側面は、公権的な「刑罰」観をもたらしたことである。フェーデは基本的に当事者間の私的な争いとみなされ、贖罪や賠償をもって解決とした。これに対してラント平和令は、フェーデはもはや伝統的な贖罪や和解では許されない、公共の秩序に対する犯罪とされ、身体刑と死刑による苦痛刑によって対処すべきものとした。『ゲッツ』の終末部で、秘密裁判フェーメ (Feme) が開かれ、ゲッツのかつての盟友ヴァイスリンゲンの妻で、夫ヴァイスリンゲンを毒殺したアーデルハイトに対して縄と剣による暗殺が判決される (642f.)。この場面は、公権力による刑事訴追という時代への変化を垣間見せている。秘密裁判フェーメは 14、15 世紀ウエストファリア地方を中心にドイツ各地で行われた。これは主として通常のフェーデや裁判形式では処理しきれない、重罪犯を取り締まるために、14 世紀に登場した弾劾手続あるいは風評訴訟とよばれる裁判手続の一つである。<sup>12)</sup> ここでは、被害者あるいはその親族の訴えが要件であった伝統的な裁判手続と異なり、被害者の親告を必要としない。裁判所で審理を担当する自由審判人あるいは土地の名士といった一定の人々が、宣誓によって訴追する権限を公的に与えられた。したがって、フェーメは半ば公的な権力による訴追方法であって、親告による訴追やフェーデのようにまったく私的なものとされた争いが徐々に公的な犯罪と位置づけられ、それへの対処も公権力による訴追と処罰へ移行していく過程の萌芽を示すものであった。

### 3 「誠実さ」を介した主従関係——庇護と奉仕

『ゲッツ』に描かれたフェーデ対普遍法という紛争解決法の対立から『エグモント』へつながる重要なものは、騎士フェーデを含むフェーデ一般の背景にある法的な人的結合のあり方、それを支える基本的な心性である。

ゲッツはしばしば、自他ともに「誠実 (treu)」あるいは「信義の厚い (getreu)」と形容し (549, 560, 564, 623, 632)、自分の仲間を「誠実な者たち (Getreue)」と呼ぶ (621)。ここでの「誠実」は通常の意味ではなく、騎士の法的な主従関係を意味していることに注目すべきである。それは中世ヨーロッパ封建社会一般の心性に基づいている。

中世ヨーロッパの法的な人間関係は、相互の利益を前提とする保護—服従の関係を基本原理とし、<sup>13)</sup> その形態には、土地の貸与による経済的利益を介して土地所有者と隷属農民が結びつく荘園制と、封土およびそれに付随する経済的、法的収益権を介して封主と封臣が結びつくレーエン制<sup>14)</sup>の二つがある。レーエン制の起源の一つは中世ゲルマンの従士制であるが、レーエン制度の発達に大きな影響を及ぼしたのは、この従士制にあった相互の誠実の原理であった。従士制は自由人の子弟が有力者の物的支援を受ける代わりに忠誠を誓うもので、従士は自由意志による誓約によって主君に服従したが、従士と主君の結びつきは強く、時代が下ると、主従関係を解消した後も継続するようになった。この主従関係の契約と諸権利は独自の慣習法 (レーエン法) として形成されていった。こうした庇護関係の原理は本質的には荘園制にも共通しており、したがって、上は国王から下は隷属農民まで封建社会のすみずみに行き渡るものだった。中世ドイツの法



書（慣習法による判決を記録したものから採録し書にまとめたもの）の一つ『シュヴァーベン・シュペーゲル』（1275～76年）に、領主と隷属民の関係について有名な規定が載っているが、それはそのまま、君主と騎士の主従関係にも当てはまる。「われわれが領主に奉仕しなければならないのは、領主がわれわれを保護するからである。領主がわれわれを守らなければ、われわれは領主に奉仕する義務はない。これは法に則った行為である」。<sup>15)</sup>

以上の法制史的背景から、二つのことが確認できる。一つは、庇護と奉仕の主従関係、それを支える誠実の心性は、中世ヨーロッパの支配—被支配のすべての関係の基本原理であり、騎士身分に限定されるものではなかったことである。したがって、エグモントと国王の関係のみならず、エグモントとネーデルラント国民との関係も同じ中世的な庇護—奉仕の法的枠組からアプローチすることが可能となる。第二に、問題となる主従関係は、相互に庇護と奉仕を義務づけられ、しかも自由意志による契約であることにより、明らかに対等な関係であるという点である。したがって、この関係を支える誠実さとはたんに臣下が主君に対して示すべきものではなく、主君もまた臣下に対して示すべきものである。ゲッツは断言する。「誓って、私は自分のためより自分の仲間（mein Nächster）のためになるよう汗をかいてきた。勇敢で誠実な（*treu*）騎士の名のために働いてきたのだ」（632f.）。逆に「仲間」であるゲッツを裏切り、諸侯の側についてゲッツを滅ぼそうとするヴァイスリンゲンは「不実（*treulos*）」（560）である。ゲッツが諸侯の傘下に決して入ろうとしないのも、彼が皇帝直属の騎士であり、「仲間」である皇帝にのみ忠誠を誓っているからである。「おれはいつも変わらず陛下の忠実な（*treu*）しもべだ」（623）。そして、かつて敵方の主君についてゲッツと渡り合ったレルゼが、今度はゲッツに1年の期間——しかも手当付きで——味方すると約束する（605）ように、こうした誠実の関係はあくまで自由意志に基づく契約である。

実際また、形容詞 *treu* はその語義の歴史から見ると、古い意味では、古ドイツ語が持っていた特徴的な意味の一つ、騎士＝宮廷の倫理を示す基本語として、「明確な、あるいは想定された（圧倒的に人格的な）対象との、たいていはまた相互的な関係を表現する」ものであり、第一にそれは「法的な基礎（レーエン法）に由来する」主君に対する誠実を意味した。<sup>16)</sup>

さて、『ゲッツ』では形容詞 *treu* のほかに、名詞形 *Treu* も同様の誠実関係の意味で出てくる（567, 591, 621, 628）。その際に注目すべきは、信義を重んじるどころか、他人を踏みつけ、犠牲にして権力者に取り入ろうとする女性アーデルハイトがこの語を用いている点である。彼女はヴァイスリンゲンの小姓フランツが自分に夢中なのを利用し、見返りの愛を約束することによって、「愛する主人を裏切ること」を強要する。その際に口にする「愛と誠実（*Liebe und Treu*）」の言葉（631）は、「誠実」を絶対服従のための口実に利用することによって、一方で宮廷的ミネによる奉仕の関係を空洞化させ、他方では主君に対する裏切りを通じて、騎士の忠誠関係を破綻させている。騎士の誠実の関係＝フェーデの立場が崩壊していくという作品の主題は、もとより自主独立の騎士ゲッツの没落という作品の筋から明らかであるが、それに直接に関連しない脇筋もまた、誠実を核とした主従関係の崩壊を映し出している。

#### 4 エグモントに生きづく誠実を介した主従関係の心性

『ゲッツ』に見られた庇護と奉仕の誠実な主従関係は、エグモントの形姿にはっきりと受け継がれる。それはエグモントの一方での国王に対する、他方での市民に対する関わり方を規定している。エグモントを中心に置くこの二重の誠実の心性について、まずはエグモントと市民との関係を見てみよう。

ここで、一つの問題が浮かび上がる。第2幕第1場で、市民ファンゼンはネーデルラントの特権や憲法を持ち出して、カトリックを国是とするスペインの不当な介入を訴え、プロテスタントによる聖像破壊運動に加わり対抗するよう扇動する。そのために、カトリック教徒の市民たちとつかみ合いの喧嘩が始まろうとする。そこへ仲裁に入ったエグモントは次のように言う。

そなたたちの本分は平穏を保つことだ。皆の者、それを守るのだ。そなたたちはかなり評判が悪いぞ。これ以上国王を刺激してはだめだ。あの方は結局は権力を握っておられるのだから。地道にまじめに働いているきちんとした市民なら、どこにいたって必要なだけの自由はあるものだ。(270)

そなたたちには、あらゆる援助をすることになっておるし、悪事にしっかり対処するための措置がとられているのだ。異国の教義に対しては気持ちをしかり持ち、暴動を起せば特権をしかり守れるなどと思わぬことだ。(271)

一見すると、エグモントはファンゼンの主張していたネーデルラントの特権、憲法、それに基づく自由を否定し、市民は政治に口出し無用と断言しているように受け取れる。実際、暴動をいさめるエグモントのこの言葉は、第4幕でアルバが国民を政治から排除する言葉と似かよっているために問題発言とされてきた。アルバによれば、ネーデルラント国民は「自由」を自分の好き勝手にできるという意味で理解している。だから、

彼らを狭い枠内へ押し込め、子どものように扱い、子どものように、彼らにとって最善のことへ導いてやるほうがはるかによいのです。いいですか、国民なんてものは年を取らないし、利口にもなりません。国民は常に幼稚なままなのです。(305)

このアルバの主張の法制史的側面については、本論考の最後に検討しよう。政治的独立を求める市民を牽制するエグモントの言動は、一律の法によって絶対主義の支配を進めようとするアルバの発言内容と類似していることにより、ネーデルラントの政治的自律と自由を擁護するはずのエグモントの政治的立場は一貫していないとの指摘がなされてきた。そして、その原因は、ヴァイマルで政治経験を積んだゲーテが革命に否定的になった<sup>17)</sup>あるいは絶対主義の擁護者へ宗旨替えした<sup>18)</sup>というように、作品外に求められた。これに対して、劇の構成自体に理由を求めたある研究は、国王への忠誠心を理由に挙げ、「劇中のエグモントは逮捕されるまで王に対する忠誠

心を失っていなかった」ため、確かに特権は主張したが、反乱や独立の意図はなかったのも、特権を求めて市民が騒ぎ出すのを「否定せざるをえなかった」と推測している。<sup>19)</sup> エグモントの市民に対する抑制的対応に「王に対する忠誠心」が関わっているという主張は、エグモントと市民、エグモントと国王の誠実に基づく主従関係を表裏一体で、連動したものと捉えるとき、より明確に説明できるように思える。

エグモントの問題発言の真意は、これまで指摘されることのなかった、市民の政治への関わり方についてエグモントが見せる期待の「揺れ」と関連している。

実は、エグモントが国事に際して市民が取るべき対応を抑制的に捉え、描写するところがもう一箇所ある。第2幕でエグモントとオラーニエンは、アルバの出頭要請に応ずべきか否かをめぐって対立する。アルバのもとへ参内するのは命取りになるとして、要請を無視すべきだと説得するオラーニエンに対して、エグモントは、国王の代理たるアルバの命令に従わないのはスペインに武力制圧の口実を与えると懸念する。

そなたの拒否が合図となって各州に一斉に武器を取らせることになり、そうなるスペインは以前から何とかしてあらゆる残虐行為の口実を欲しがっていたが、それをまふまふと正当化することになるのだ。…町々のこと、貴族、民衆のこと、商業や農業のこと、生業のことを、そして荒廃と殺戮のことを考えてくれ。兵士なら戦場で仲間が横で倒れるのを平気で見ていられるだろうが、市民たち、子どもたち、若い娘たちの亡骸が川を下ってそなたの方へ流れてくるのだぞ。(281)

ここでは「荒廃と殺戮」一色で、市民はまったく無力なまま、残虐行為の被害者として描写されるだけで、そもそもスペインの攻撃に対して立ち向かうことが前提とされていないように見える。ところが、スペイン側に非がある戦争が想定されると、エグモントは一転、進んで武器を手に取り、一丸となって戦う市民を描き出す。スペイン側はネーデルラントの貴族を審理さえせず、処罰するだろうと言うオラーニエンに、エグモントは激しく反発する。

俺たちを捕まえるなど、何の希望もない無益な企てだろうに。いや、奴らは暴政ののぼりをそんなに高々と掲げるなどと、無謀なことはいらない。そんなことをしたら、この知らせは一陣の風に乗って全国に広がり、ものすごい火の手を煽るだろう。…恐ろしい同盟が一瞬のうちに国民を一体化させるだろう。憎しみと、スペインの名前からの永久の離反が武力によって宣言されるだろう。(280)

エグモントが市民の、一見すると矛盾とも見える二重の対応を想定できるのは、エグモントが一方で自らと市民を仲間的な奉仕一庇護の関係として一体と見なし、他方で、自らと国王、皇帝を同様に誠実の主従関係にあると見ているからである。エグモントにとって、自らと国王との誠実の約束あるいは契約が遵守されているか否かによって、自己と一体であるはずの市民の対応は変わるべきものである。国王の代理であるアルバのもとへ伺候することを拒否するのは、そのまま

国王への忠誠、奉仕の義務に対する違反、罪であり、正当化できない。そして信義違反である以上は、エグモントにとって、スペインの攻撃は本来、抵抗すべきものではなく、罰として甘受すべきものなのだ。戦う市民どころか、兵士も含めてネーデルラントの国民全体が死のイメージに染め上げられるのは、エグモントが信義違反の負い目を予見するからである。逆に、戦いがスペイン側の不法行為に起因する場合は、誠実の信義はこちらにあるのだから、戦うことは正義であり、かつ義務でさえある。戦闘はしたがってまた、貴族たちとともにネーデルラント全国民が丸となって参加すべきものとなり、その勝利が確信される。戦いはまさにフェーデに他ならない。

アルバの策略により捕縛された獄中のエグモントが「生涯のあいだ信頼を寄せてきた国王の正義の心」に失望し、民衆が「報復のために (rächend) 救出に動き出す」ことを——まさにフェーデ！——期待する (315) のも、同じ理由からである。エグモントの「分身」(316) として、彼の心性を完全に理解しているクレールヒェンが、エグモント救出のために民衆を説得する言葉も、誠実による相互の奉仕の精神に符合する。「あの方があなた方に期待をかけているのです。ただ与えることのみ、ただ叶えてあげることだけを習慣としてきたあの方が」(312)。

以上、エグモントの二重の誠実関係、一方で国民との間に求める「仲間」的な相互関係、他方で国王に対して抱く誠実の奉仕関係の二重の関係を確認するとき、市民が憲法を求める動きを押しとどめたエグモントの言動も、誠実を介した主従関係に基づく行為の一環であったと理解できる。国民の憲法運動は、そうでなくても新教徒による聖像破壊の運動によってかもし出されている不信感、疑念を増幅させかねない。エグモントにとって、国王の国民に対する不興は人ごとではない。国王の不信感、国民に対してのみならず、同時に国民と一体である自己自身の忠誠に対しても向けられるはずである。このように、国王との誠実に基づく主従関係に対する「不実」をエグモント懸念していたのであれば、彼にとって市民の動きは「否定せざるをえなかった」のではなく、むしろより積極的に「否定すべき」ものだったのである。

『ゲッツ』に描かれた時代がすでに、騎士の仲間的な忠誠関係の終焉を告げる時代だった。より時代の下った『エグモント』の舞台は次節で見ると、「憲法」のすでに制定されたネーデルラントであり、フェーデを容認した時代は完全に過去のものとなっている。しかし、そうしたなかにあってもエグモントには誠実の主従関係の精神が活着しているのである。<sup>20)</sup>

## 5 イロニー：「誠実」の空洞化

前節でふれたように、第2幕第1場でファンゼンはプロテスタントによる聖像破壊運動を扇動する。その口火を切る、ネーデルラントの特権と自由についてのファンゼンの言説は、作中のネーデルラントの人的結合の法的な基礎が『ゲッツ』の世界から引き継いだものであることを、イロニーッシュに示唆している点で重要である。

ファンゼンは憲法が書かれた古い書物を盾に、ネーデルラントは初めは幾人かの領主がその州の「伝来の法、特権や慣習に従って」統治してきた、と主張する。そして、領主が「定められた仕方統治していれば、私らの祖先は領主をしっかりと恐れ敬い、領主が法を越えようとする、すぐに警戒した」と言う (267)。ファンゼンはこの「警戒」をさらに具体的に説明していく。

スペイン王はいまネーデルラントを一律に支配しているが、本来は各州の領主である貴族がそれぞれの州の異なった法律に従って統治すべきはずのものだ (267)。私らの祖先の市民は「領主に恨み辛みが重なると、その息子や跡取りを捕まえて人質にし、かなりよい条件でないと返さなかった」。そうすることで、かつての時代は「私らの持っていた特権も本当にはっきりしていたし、私らの自由もすっかり保障されていたんだ」(268)。誠実を基礎とした庇護と奉仕の関係、その意味での「自由」と「特権」、これを無視するさらにスペインの統治の不法性、そして権利を守る手立てとしてのフェーデが示されている。ファンゼンは自分の主張を古来の憲法の記述を持ち出し、証明しようとする。彼によればその第一条には、「ブラバント公は私たちのために善良にして誠実なる (getreu) 領主たるべし」とあり、その意味は「私らが公に対して義務を負っているのと同様、公もまた私らに対して義務を負っている」こと (268)、すなわち誠実による相互関係だと解説する。第二に、「公は私たちに対していかなる権柄ないしは専横を示し、暗示し、あるいは代理人に統治させることを意図してはいけぬ」となっていると (268)、ブラバント州は本来、ブラバント公と州民の間の相互の誠実関係に基づいて統治されるべきで、よそ者であるスペイン王やその総督が介入することは認められないはずだ、と言う。

ところで、上記の説明にあるように、領主と国民、領主と国王の間に「誠実」をめぐる対立の可能性があることを見ると、エグモントと国王、国民の関係を捉えるのにこれまでしばしば用いられた「家父長 (制) 的」の用語は不適であることが理解できる。なぜなら、家父長制とは本来、妻子あるいは使用人等の隷属人を含む家の成員に対して、経済的庇護と引き換えに家長の絶対的な支配権限を認める共同体であって、そこでは家の存続が優先され、家長と成員の関係は基本的に一方的な支配-従属関係となる<sup>20)</sup>からである。それは中世において特殊な関係であり、法的にみても、「家の平和は家長の支配=保護に服する者の一切の実力行使を排除するもの」であって、そこは国家権力でさえ基本的に侵すことのできない一種の聖域であった。<sup>21)</sup>したがって、ファンゼンの主張に明確である実力を伴う「反抗権」が認められる関係は原理的に「家父長 (制) 的」とは言えない。先に第3節で『ゲッツ』に即して述べた、庇護と奉仕の相互の義務づけに基づく対等な主従関係、一種の「契約」関係がここで改めて確認される。

ファンゼンの言説の本質である伝統的な誠実関係を保持した慣習法はしかし、同時にその盛期がとうに過ぎたことが暗示されている。まず、ファンゼンの主張は「本」に書かれた「憲法」を抛り所としているが (267)、この成文化された「憲法」の形式自体が、継受されたローマ法の影響によるものである。15世紀後半から17世紀にかけて、ドイツの領邦、特に都市において、継受ローマ法 (普通法と呼ばれる) と地域慣習法を両立させるために、慣習法は条例として認められ、条例の適用に不備がある場合に、普通法によって補充されることとなった (条例優先理論)。これは、地域固有法を継受ローマ法に適応させるために、条例の形に刷新したもので、改革法典と呼ばれる。<sup>22)</sup> ファンゼンが条例の形で述べた慣習法の背後には普遍ローマ法の枠組があるのである。

法の形式面以上に重要なのは、慣習法に対する市民の意識である。市民ツィーマーマンは「憲法なら、まっとうな市民だったら必要なことは誰でも知っている」(267)と反論するが、ファンゼンに説明を求める市民が圧倒的に多いところを見ると、明らかに市民ファンゼンとゾースト

の言葉（267）のほうが実態を正確に反映している。

ファンゼン あんたたち市民というのはそんなもんだ。あんたたちはそうやって毎日を過ごすだけで、両親から生業を受け継いだのと同じ調子で、お上にも好き勝手に牛耳られたまま。あんたたちは伝統とか、歴史とか、総督の権利といったものを気にかけない。で、ぐずぐずしているうちにスペインの奴らがあんたたちをすっかり手玉に取ってしまいますよ。

ゾースト 日々のパンにありつけさえしたら御の字で、誰がそんなことまで考えてられるかい。

ファンゼンの言葉は法の実質的効力の点で意義深い。法規定を慣習的に受け継ぐだけでは、法の用をなさない。『ファウスト』のなかで、先祖伝来の、ほこりをかぶったままの研究道具を目にしたファウストが口にする苛立ちは、法と人間の関係にも当てはまる。

祖先から受け継いだものを所有するためには、  
おまえは自分でこれを獲得しなくてはならない。  
利用せずにおくものは重荷だ。

その時々が作ったものでなければ利用できない。(V.682-685; MA6・1, S.553)

法はその時々々の事例に則して適用を検討する、あるいは権利として行使しなければ用をなさない。それが、法を監視すること、あるいは権利関係を常に明確化すること、ファンゼンの言う、法の「伝統」「歴史」を自覚することにもつながる。法の有用性を「(再)獲得」することはさらに、必要に応じた法の改廃にもつながる。成立当時は有効だった法規定が時代の進展、適用領域の拡大につれて、逆に有害なものになることもあるだろう。同じ『ファウスト』で、メフィストが扮するファウストは、その意味で実情にそぐわなくなった法(学)を批判している。

この学問がどういうものか、私も承知しておる。

法律や権利といったものは  
不治の病のように遺伝し、  
世代から世代へずるずると伝わり、  
場所から場所へそろりと移ってもいく。

道理は不条理となり、善行は苦痛の種となる。(V.1971-1976; MA6・1, S.588)

実態に沿った適用による法規定の実効性、法の変革——これを支えるのは、当事者の法的な利害の意識である。ネーデルラント国民にとって、この利害意識の根本にあった誠実による庇護と奉仕の心性は、今やその精神から消失し、憲法は単なる抜け殻となった。エグモント救出を市

民に訴えるクレールヒェンの言葉はこの点でも意味深長である。「あの方があなた方に期待をかけているのです。ただ与えることのみ、ただ叶えてあげることだけを習慣としてきたあの方が」(312, 傍点は論者)。

クレールヒェンの呼びかけに表現された、実態は一方の側からの奉仕にとどまるという、誠実を介した庇護—奉仕の互惠関係の形骸化、消失は、慣習法を持ち出すファンゼンの意図に目を向けるとき、より明白となる。

ファンゼンの非難されるべき点は、彼がネーデルラントの伝統的な法規定を持ち出したのは、それを市民に再教育するという純粋な啓発目的からではなく、扇動目的からであったことにある。ファンゼンには、伝統的な慣習法を説くことによって、慣習法の規定にある精神、誠実に基づく主従関係の心性を市民に回復する意図は毛頭ない。第4幕、スペインから派遣されたアルバのもと、集会禁止令が出され、これまで善政を敷いてきた総督が引き上げたとき、エグモントを頼りにする市民に対して、ファンゼンはエグモントの身の危険を説き、その際、誠実の信義関係が本来意味すること——庇護と引き換えに身命を投げうって奉仕する義務を完全に否定する(294)。

ツィーマーマン 誰が一体あの方に危害を加えたがっているのだろう。

ファンゼン 誰がだって。あんたはじゃあ、それを防ごうって言うのかい。奴らがあの方を捕らえたら、暴動を起こすつもりなのかい。

ツィーマーマン ああつ。

ファンゼン あんたたちはあの方のためにあばら骨を賭けるつもりなのかい。

ゾースト ええつ。

つまり、為政者に対して「庇護」の義務は要求するが、自分の「奉仕」の義務は拒否することによって、ファンゼンは誠実による主従の相互関係をうたった憲法の第一条を骨抜きにしている。彼にとって、「フランデルンの兄弟たち」が始めた「立派な仕事」(269)、すなわち聖像破壊の暴動へ誘導することが主眼で、憲法は、外国人による支配の違法性を規定した第二条も含めて、そのきっかけとして、外国による支配に対する不満を高めるための手段、暴動誘発のための火付け役として意味があったのである。

これに対して、同じく誠実の主従関係が減びゆく転換期を描いた『ゲッツ』では、負傷したゲッツを助けるジプシーたちのかしらでさえ——しかも直接的な主従関係がないにもかかわらず——なおこう言うことができた。

かしら あなた様を知らない者などございましょうか。ゲッツ様、あなた様のためなら、私たちは血を流し、命を投げ出します。(643)

誠実さに基づく主従関係を根本とした封建社会の法的なあり方は、『ゲッツ』の後を受けた『エグモント』——フェーデの精神がもはや過去のものとして示される『エグモント』において、その凋落の度合いが増していることが分かる。

主従の庇護—奉仕関係の後退には、語義の変化も対応している。「誠実 (treu)」の語は、『エグモント』においては、主従の緊密な関係というより、これと並列された語の意味を強調しているように思える用例が出てくる。総督マルガレーテがスペインに報告書を届けさせる使者のヴァスカは、その有能さを、「疲れを知らず、忠実 (unermüdet und treu)」(259)と表現される。クレールヒェンに思いを寄せ、その言いなりである市民の息子ブラッケンブルクは、「誠実で気弱 (treu und weich)」(316)である。そして他ならぬエグモント自身が、アルバによって投獄され、死の不安に眠れないとき、「私の忠実な (getreu) 眠りよ」(313)と呼びかける。ここで「忠実な」とは、事物に転用され、ほとんど「規則的 (に繰り返される)」の意味でしかない。<sup>24)</sup>

誠実を介した主従関係の心性が消失し、伝統的な慣習法の真髄は今では過去のものとなり、さらには、形骸化した憲法が暴動のために悪用された。時の実情に合わなくなった法の悪用は、第4幕の論争でアルバもまたエグモントに対して突きつけ、強調することになる。この論争でのエグモントの形勢不利はすでに、市民たちの法に対する(無)意識において決定づけられている。

## 6 伝統と革新

第4幕第2場でアルバとの会見が始まると、客観的に見て、スペインの統治原則はエグモントが望む伝統的な忠誠関係とは真逆のものであることが明らかとなる。それはまず、treuの語の使い方に現われている。暴動の再発防止に必要な、さらには外敵からの防御のためにも必要な国民の忠誠はいかにして確保すべきか。これについて、エグモントの主張の核心は、当然ながら、封建的な主従関係の心性の擁護にある。このことをエグモントは「善意」の語で強調する。

国民の善意こそもっとも確実で、もっとも貴重な担保ではないですか。そうですとも。国民みんなが一人の王のために、一人の王が国民みんなのために尽くすときこそもっとも安泰と言ってよいのではないですか。内外の敵に対してもっとも安泰ではないですか。(303)

そこでまず、国王の側から「善意」を示し、暴動を起こした者を罰するのではなく、思い切って大赦令を発して人心を安心させてやるほうが、かえって国王への「忠誠と愛 (Treue und Liebe)」を強めるために効果的だと主張する(303)。一方アルバも、「国民がこの先、忠誠心を持ち (treu)、恭順であることを示すだろうと、誰が私たちに保証してくれようか」と問い、国民の忠誠心の確保を問題にする(303)。しかし、すでに見たように、アルバの政策は、国民を「子どものように扱い」、「狭い枠内へ押し込め」ることであり(305)、国民に対して互惠関係を承認するつもりも、要求するつもりも毛頭なかった。treuの語はアルバにとって、家長に対する服従のように、命令に対する臣民の従順、絶対的な服従を意味する。『ゲッツ』のアーデルハイトに見られた「誠実」の意味の絶対服従への転換が、ここでより明白に現われる。

だが、このアルバとの対話において中心となり、エグモントの孤立を浮かび上がらせるは、そうした主従の互惠関係の伝統に対する固執である。国王と国民の信頼を強めるためにさらに王がすべきことは、人民が古来の風習や考え方、それを保証する古来の憲法を保持し、同国人によ



って統治されたいという要求を認めることだと言う。

…気高い馬を乗りこなそうと思えば、その考えを見て取らなくてはなりません。下手なことを下手なやり方で要求してはならないのです。そういうわけで、市民たちは古くからの憲法を維持することを願い、同国人が統治することを望んでいるのです。というのも、そうなるどどのように扱われるかを知っているからで、統治者が同国人なら決して私利私欲のないこと、自分たちの運命に関心を持ってくれることを期待できるからです。(306)

地域の独自性、個性を強調するこの言葉には、周知のように小国オスナブリュックの国法学者ユストゥス・メーザーの考え方が反映している。<sup>25)</sup> メーザーは、各地方がそれぞれ独自の法律を備えているほうが多様性の点で有益で、全国一律の法はこれを破壊する危険があると主張する地方分立主義者であるが、その主著『郷土愛の夢想』(1774-76年)は青年期のゲーテに影響を与え、ヴァイマル公アウグストがゲーテをヴァイマルに招聘した際、ゲーテが話題としたのもこのメーザーの著書であった。実際またゲーテは、アウグスト公が大国プロイセンとの連携に傾斜していったのに対し、全体の見通しのきく小国ヴァイマルの独自性を重視し、その内政に注力する道を選んだ。一方メーザーも、ゲーテの『ゲッツ』がフランス古典劇の一律の形式を打破し、中世ドイツの伝統に生きる民衆の自然な言葉に近い、多彩な言語表現を駆使したことを賞賛した。

ただし、留意すべきは、メーザーは各地域の伝統的な法を尊重したが、一方でそれが時代の推移に合わせて適切な形に変化していく必要も認めたことである。そしてまた、法学生ゲーテにとっても、研究の関心は、「たんなる事実的なこと」としての法ではなく、法が形成される過程が「歴史的に説明」されることに向けられた(『詩と真実』MA16, 389)。そうした関心は、卒業試験に際しても現われている。卒業試験の討論の準備の際に先立って、ゲーテは補習教師から「法がどのようにして、どこで発生したのか、その内的、外的きっかけは何だったのかは問われない。法が時代と習慣とともにどのように変わっていったのか、法が誤った解釈や誤った裁判の慣習によってどれほど逆の意味になったのかも、試験にはでない」と釘を刺されている(MA16, 388f.)。それでも、実際の討論でゲーテが取りあげた56項目のテーマには、法の歴史的变化という関心を間接的に反映したのが見られる。すべてを網羅した包括的な法典——たとえばプロイセンの一般ラント法のような法典——は拒否されるべきであり(第49項)、法の条文は短く、内容が簡潔であるべきである(第50項)(MA1・2, 555)。この二項は続く二項に関連している。法の条文と君主の解釈は区別されるべきであり(第51項)、君主の解釈は世代の変化あるいは君主の交替により改廃される必要がある(第52項)(MA1・2, 556)。まとめるなら、「これによって普遍の基本原則と変化した状況の間の意味深い均衡が可能」となり、「それぞれの政府と世代にとって、それぞれに適した法が確保できる」ということである。<sup>26)</sup>

国法についてのゲーテの以上の歴史的関心には、民法(私法)における抽象化の傾向に対する嫌悪感も関わっていた。当時、ローマ法とともにドイツに継受された理性法としての自然法は、ほとんど実情とは無関係に数学的に法規定を演繹できるほど、高度に抽象化を強めていた。ゲーテの卒業討論のテーマは自然法にはじまり、自然法で終わっているが、その意図は、自然法を理

性法として捉え始めた時代の傾向と対峙することにあつた。実際また、ゲーテはライブチヒ在学时、K・F・ホンメル教授の講義を聴講しているが、教授はグロピウス、ホップズ、トマジウス、ヴォルフの自然法理論の抽象性を批判していた。<sup>27)</sup> また、シュトラースブルクでは国法学の教授にして歴史家である J・D・シェプフリーン教授からゲーテは大きな影響を受けた。ゲーテは『詩と真実』のなかで振り返っている。「彼は、過去と現在を一体化させることを好み、現在の関心に歴史の知を結びつけることを理解できる幸福な人々の一人であつた」(MA16, 508)。彼は「民法学者の状態に耐えがたい、それどころか不当とさえ言えるほどの嫌悪感を抱いており、そうした考えを彼の弟子たちにも吹聴した」(MA16, 511)。法の地域性と同時に歴史的な変化という法観は、特に私法分野での自然法の抽象化に対する反動として、ゲーテの時代の一つの潮流だったと言える。

作者ゲーテを取り巻く以上の背景を考え合わせるとき、ネーデルラント古来の憲法を尊重すべきだと言うエグモントに対するアルバの反論は説得力を持つ。

それでは、総督はこれらの古い伝統を変える権力がないと言われるのですか。それこそが総督たるものの最高の特権ではないでしょうか。この世で不変のものなどどこにありますか。国家の制度は不変であり得ると言われるのでしょうか。時間の経過とともにどんな状況も変わらずにはいないのであって、古い憲法はまさに、現在の国民の状態を把握することができないために、幾多の悪事の原因とならずにはいないのではないのですか。私は、これらの古い法は、国民に害を与え、全体に損害をもたらす狡猾な者、勢力のある者が身を隠したり潜り込んだりすることができる隠れ蓑だからこそ、好都合なものとなっているのではないかと懸念しておるのです。(306)

前節で見たように、中世封建社会に見られた「誠実」の心性を核とした庇護と奉仕の主従関係はすでに市民から失われていた。そして、憲法はそうした心性の抜け殻としてファンゼンによって暴動のたくらみのために利用されようとした。まったくアルバの言うように、「古い憲法はまさに、現在の国民の状態を把握することができないために」「国民に害を与え、全体に損害をもたらす狡猾な者」の「隠れ蓑」となったのである。

アルバの非難はそのまま、エグモントの悲劇の原因がどこにあつたかを指摘している。すでに封建的忠誠の人的関係の基礎は失われてしまった。エグモントはこの時代の変化に盲目で、誠実に基づく主従関係を追求し続けたのである。そうしたこだわりは、市民との関係以上に、「主君」スペイン国王との関係において明確に見ることができる。

一律の支配に対してネーデルラント国民の個性を伝統として強調するエグモントは、一見すると普遍的なものを嫌い個別的なものを尊ぶように思えるが、実は、物事を一般化し、固定化して捉える傾向を見せる。それには、おそらく事象の繰り返しが作用している。たとえば彼は、総督マルガレーテが退位する可能性を指摘するオラーニエンに対して、何度も旅支度をしては止めたことを目にした経験から、「絶対にない」と断言する(278)。外国からネーデルラントへ総督として赴任する者は誰であれ、またどんな立派な政策を用意しても、結局は挫折するしかないと

主張できる(278f.)のも、そうした事例に繰り返し接した経験が言わせるのであろう。伝統の形成が慣習化、すなわち繰り返しによるところが大きいことを考えるなら、こうした固定観念化、普遍化の傾向は伝統主義の宿命と言えよう。

エグモントの国王に対する忠誠の観念も、この宿命を逃れることはできない。ゲッツの時代は過ぎ去ったにもかかわらず、どう見てもエグモントはゲッツと同様に自らを皇帝以外には仕える意志のない、皇帝直属の騎士と捉えている。エグモントがアルバの陰謀を指摘するオラーニエンの説得に応じず、アルバのもとへ向い、逮捕されるに至った原因は、臣下としての「権利」と王の「権利」について、国王が「自分にもっと権限があるように思い、私たちが互いの中で権利の尊重と呼んでいるものを不忠と呼ぶ」可能性があるという指摘(279)を、さらには、国王が「金羊毛の騎士」として審理を受ける特権も踏みじじる公算が大きいという指摘(279f.)を容認できなかったことにある。「フィリップはそんな不正は決して犯さないだろうし、そんな愚かなことを彼や顧問官たちがするとは思えない」(280)。「国王を悪者扱いするのは、私は我慢がならない」(282)。エグモントを怒りにも似た反論へ突き動かすのは、ここでも誠実を介した主従関係は不変であるという彼の固定観念である。

彼はカールの息子だ。だから卑劣なことができるはずがない。(282)

カール 5 世に騎士として奉仕し、武勲により金羊毛の勲章を授かったエグモントは、息子フィリップ個人の人となりを予断なく直視し、その言動をつぶさに検討することなく、父カールとの間に存在した(とエグモントがみなす)誠実の主従関係の「伝統」を——より正確には血統あるいは遺伝を——信じ切っている。皮肉にもその国王の名前において逮捕されてもなお、獄中のエグモントは自分の逮捕、処刑の権限を国王がアルバに委ねたことを疑っており(321)、最後まで誠実に基づく封建的忠誠心は変わらないように見える。<sup>28)</sup> 伝統にこだわり、それを状況に応じて革新していくことを知らないエグモントは、最後までゲッツの血を分けた兄弟であった。

## 7 法と人間性

以上、戯曲を貫く法的な人間関係の特質およびその没落において、『エグモント』が『ゲッツ』の「続編」であることを見てきた。とは言え、前者は法制史的な考察を促す意味深い場面——第4幕のエグモントとアルバの対話を含むことによって、後者と異なる。『エグモント』はゲーテのヴァイマルでの法的実務経験をへて完成しただけに、法についてのゲーテの成熟した立場を示唆する手がかりは『ゲッツ』よりはるかに富んでいる。

ネーデルラントを、その伝統的な法を無視し、一様の法で縛ろうとする作中のスペインの政治体制は、しばしば啓蒙絶対主義と評される。ゲーテ自身もこの作品が完成する2カ月前の1787年7月に、オーストリア王にして神聖ローマ皇帝であるヨーゼフ2世が強引に推し進めた画一化政策に抗議してネーデルラントで起こった反対運動に、自作『エグモント』を重ね合わせた。実際また、『エグモント』の登場人物たちには、理性法としての自然法思想、合理主義的に

改革を進める福祉国家といった意味で啓蒙（絶対主義）性が指摘されている。<sup>29)</sup> ここでは法制史の面から、まずは、作中のスペイン側の政策の啓蒙絶対主義性を見てみよう。

第4幕冒頭、アルバの出した集会禁止令に市民はおびえている。

ツィーママン お上のことを話すのは、無期懲役をもって禁止されたんだ。(291)

牢獄に監禁する刑罰というのは、法制史的に見て比較的近代の形態である。中世においては共同体内部での重大な犯罪に対する刑罰はその共同体からの追放（Acht）であり、その他の犯罪は私的なものとして裁判あるいはフェーデに対処が委ねられていた。第2節でふれたように、フェーデ抑止のためのラント平和令は、公権力による刑罰という考え方を打ち出した。それまではフェーデや和解といった当事者間の解決に委ねられていた私的な紛争は、公共の平安を脅かす犯罪と位置づけられ、同害報復等の残酷な身体刑が課されようになっていった。17世紀以降、啓蒙絶対主義は、自然法論に基づき、国家の公共善を強制的に整備していく過程のなかで、犯罪を次第に共同体内部で矯正すべきものと位置づけていく。こうして、犯罪者を追放する、あるいはたんに残虐な刑に処すのではなく、共同体内部にとどめ、懲役によって矯正する自由刑が登場した。監獄はそれまで訴訟の継続中あるいは死刑執行までの期間、犯罪者を収容するだけの施設であったが、これ以後、矯正のために長期にわたる収容が行われるようになった。<sup>30)</sup> 懲役刑が犯罪者の矯正を、したがってまた更生を目的とし、しかもそれを公権力が強制する点に、上からの啓蒙すなわち啓蒙絶対主義の側面が見られる。<sup>31)</sup> ここで、国民を強制的に善導すべきだと言うアルバの言葉の意味が明確になる。アルバが、国民はいつになっても「幼稚なまま」だから、いっそ「狭い枠内へ押し込め、子どものように扱い」、善導したほうがよいと述べた（305）のは、啓蒙絶対主義者の矯正の意識からなのである。

同様に、アルバがネーデルラントの伝統的憲法を、社会全体の害になる悪人が「隠れ蓑」として利用しかねないとの理由で変更すべしと主張したのも、公共善を実現するために上からの改革を推し進める啓蒙絶対主義の「矯正」の思想からであったと言えよう。

啓蒙絶対主義者アルバは、エグモントが時代の変化に対応して国政を改革する必要性に対して盲目であることを鮮明にした。ただし、他方では、憲法の変更を迫るアルバに対してエグモントが、こうした変更は「恣意的な変更」「最高権力の無制限の干渉」（306）だと批判していることにも目を向けたい。ここでゲーテの法原則に照らし合わせるとき、悪の「隠れ蓑」と言うアルバの批判はアルバ自身に跳ね返る。

すでにふれたように、ゲーテにとって、法の条文は簡素にすべきであり、それを主権者たる君主がその時々状況に即して解釈し、法判断を下すべきものであった。そうした状況判断の基準について、ゲーテ自身の行った法実務や法に関する言動は、当事者の置かれた状況を人間的に考慮するという原則を明らかにしている。この原則は、青年期からヴァイマルでの実務に至るまでゲーテに一貫している。ゲーテはライプチヒに在学中、刑事事件の事例に興味を持ち、当時ドイツ語訳が広まっていたフランスの刑法学者ピタヴェルの手になる刑事事件判例集を読んだが、それは特に道徳的な関心からであった。ゲーテはこの書について、妹コルネーリアに警告してい

る。『ピタヴァル』はおまえには何のためにもならない。これは事実の正確な話だ。道徳的註釈もないし、何の感情もない」。<sup>32)</sup> 法律家としてのゲーテの経歴を扱った研究によれば、この言葉はすでに、のちのゲーテの法判断の基本的前提を言い表している。すなわち、法学生ゲーテにとって「道徳や感情と関わることなしには、罪あるいは同罪と判決を下すことは明らかに不可能であった。刑法の観点から見ると、これはたんに法の知識が必要なだけでなく、人間を知ることが必要であり、法律家にとっては心情を理解する心 (ein verstehendes Herz) が必要ということであった」。<sup>33)</sup>

同じことをゲーテは、のちに『ヴィルヘルム・マイスターの遍歴時代』第1巻第8章と9章の挿話「裏切り者は誰か」のなかで表現している。頑固一徹に法を厳密適用する父親を見て育ったユーリエは、父の仕事の非人間性が自分と母親を苦しめた、と振り返る。「人々に判決を下さなくてはならない立場にあって、法律ばかりで、正義というものに行きつくことができない。上をも下をも正しいと認めることができず、一番悪いことに、自分自身の判断が正しいと思えない。母が父のそんな実直一筋、頑固さにどれだけ堪え忍んできたのか知っています。結局、残念ながら母の死んだ後になってからですが、いくらか優しさが出てきて、これまで無駄に闘ってきた世間に順応し、折り合いをつけたようでした」(MA17, 343)。法の専門家の見るところ、この箇所には「実定法の実際の適用とゲーテの要求する正義の理念との間の不均衡」および、法律を厳密に適用する法曹界と人間的「優しさ」との釣り合いの必要性が描写されている。<sup>34)</sup>

このことに対応するかのように、主人公ルチドールの受けた法学教育は対照的である。法学識に基づき法を一律に適用する「厳密な法的権限」だけでなく、「賢明さと臨機応変さを執行者が役立てることのできる寛容の権限」、「より高次元からの洞察を排除はしないが、すべてを生活に直接に即して、どうしたら確実、不可欠に適用できるかを考量すること」が必要とされる(MA17, 319)。

法を当事者の「生活に直接に即して」「確実、不可欠に適用」する好例として、ゲーテがヴァイマルで示したある法判断が挙げられる。税金の滞納者を道路建設に従事させることによって、滞納額を相殺させるという会計局の提案に対して、ゲーテは否定的な見解を述べているが、その根拠の一つとして、滞納者が「二週間、四週間あるいはそれ以上の期間、道路建設に従事するとなると、それで滞納額は相殺されるにしても、その間に彼らの顧客は失われるため、道路建設の仕事が済んでしまうと、自分のためだけでなく、家族のためにも生計を立てる機会がなくなる」可能性を挙げている(FA739)。

この例が示すように、ヴァイマルにおいても、行政法律家としてのゲーテの実務全般からゲーテの基本的態度のひとつとして言えるのは、人間性の視点から「行政手続のあらゆる硬直化を越えて、人々の関心事を感じ取り」、それを「考慮するという心づもり」である(FA829)。

そうした人間性の視点からすれば、法自体もそれが実情にとって不合理であれば改廃すべきものであった。そのことを示す一例は、1664年にヴァイマルで制定された公開贖罪の教会法規定の廃止および改革の提案である。この規定では、罪によって教会の怒りを買った人は公開の謝罪をする必要があり、これが贖罪となり、教会への復帰が許されるとされた。しかし、本来この規定は、まず教会からの追放が宣告され、次にこの公開贖罪によって教会への復帰が許される、

という趣旨であり、魂の救済を意図したものであった。それが今では、この前提部分の追放宣告がなくなり、公開での贖罪は公開での裁判、弾劾同様の意味を帯びていた。ゲーテは 1780 年 12 月 14 日、この屈辱的な「教会罰」の廃止に賛成し、警察的な懲罰と教会による魂の救済を分離する改革案を示した。それによると、教会法の対象となる罪を犯した人はまず、裁判官によって裁かれ、その後、聴罪司祭が訓告を行う。犯罪者は「こうして暗黙のうちに追放されたのであり、そして暗黙のうちに復帰するのである」(FA102)。ゲーテによると、この仕組みは魂のケアという教会本来の役目を強化することにもなる。「理性的な聴罪司祭は魂のケアを的確、強力に管轄する最上の機会を獲得し、贖罪の意欲のある罪人はもはや罵られることはなく、従順でない罪人、更生の余地のない罪人が罵られるのであり、教区民は彼らを再び受け入れることによって感情を害することはなくなる」(FA104)。

教会贖罪の規定改廃を提案する際ゲーテは、「法を起草する人は、自分の時代の考えを考察せよ」(FA102) と言い、法は時代の精神を反映し、変わるという原則を掲げる。そしてゲーテの提案は、贖罪によって教会へ復帰させるという、当初の規定にあった人間的な配慮(魂のケア)を時代になかった新しい形で復活させ、強化するものであったように、法の改廃の目的は人間性の観点から行われるべきものであった。

ゲーテの法と人間性についての基本的な考え方は、ゲーテと出版者との関係にも見て取ることができる。ゲーテと出版者コッタとの往復書簡を綿密に調べた結果、それは単なる商業的、事務的通信では決してなく、「双方の経験、人生観、仕事に対する考え方、著作と出版という共通の『事業』を実現しようとする双方の努力の跡」を保存したものであることが判明している。著者にとって仕上がった原稿は自分の精神的財産である。その一方、「書籍出版により自分の精神的財産が商品と化し、市場で価値を証明しなければならない、ゆえに精神的財産といえども商習慣、さまざまな規則や制約のもとにある」。こうした双方についての全体的な認識の上に立って、ゲーテの取った態度は次のものであった。「理にかなっていると認められる商習慣、規則や制約であれば、彼はおとなしく従ったが、自分の作品がうける影響を考慮したうえで、そのほうが適切であると考えた場合には、対抗したばかりか、それらを変えることもあった。この点でもゲーテはいつものやり方で自らの規準を設け、それを商取引にも当てたのである」<sup>35)</sup>。ここでも、ゲーテは法規定が精神的財産と商業的利害という双方の事情を考慮に入れることが可能である限り、法規定に従ったのであり、それが不可能な規定は変更することさえ辞さなかったのである。

ゲーテの法に対する取り組みを背景として見ると、ネーデルラントの憲法は「国民に害を与え、全体に損害をもたらす狡猾な者、勢力のある者が身を隠したり潜り込んだりすることができる隠れ蓑」になっていると言うアルバの批判は、法の適用や変更の際しての人間性という点では、スペインの施策に対して跳ね返ってくる。彼らはネーデルラントの同意を得ずに司教座を増やし、協定を一方向的に破ることで、相手であるネーデルラント国民の心情を完全に無視する。しかも、エグモントの言うように、宗教的監視の名目でそこに新たに派遣されたスペイン人は、本当は「必要もなく送り込まれ」、「国民を犠牲にして私腹を肥やそうとしており」、国民は「容赦のない、厚かましい、無制限の欲望にさらされている」(307) —つまり司教座増設の一方向的な法の変更は、見方によっては、私腹を肥やすための「隠れ蓑」とも言えるのである。

ゲーテは『詩と真実』のなかで、エグモントが敗者となり、アルバが勝者となっていくなから「すべての人々の願いにかなうであろう、ある第三のものが現われる」と述べている (MA16, 821)。この「第三」のものとは、法の側面からは、エグモントとアルバ双方に不完全であったもの、すなわち法は人間性の観点から変革する必要があるというゲーテ自身の法原則であると見えよう。

---

### 【注】

ゲーテ作品の引用は Johann Wolfgang Goethe: Sämtliche Werke nach Epochen seines Schaffens. Münchner Ausgabe, hrsg. v. Karl Richter, München (Carl Hanser Verlag) 1985-1998. [以下, MA と略記] に拠る。『ゲッツ』の引用は Bd. 1・1 のページ数を、『エグモント』からの引用は Bd. 3・1 の頁数をそれぞれカッコに示し、それ以外の作品の引用は (MA17, 697f.) のように、巻数、頁をカッコで表示した。ゲーテのヴァイマルでの実務書類からの引用は Johann Wolfgang Goethe: Sämtliche Werke. Briefe, Tagebücher und Gespräche. Frankfurter Ausgabe. Bd. 26. Goethes amtliche Schriften, hrsg. v. Reinhard Kluge, Frankfurt am Main (Deutscher Klassiker Verlag) 1998 [以下, FA と略記] に従い、(FA739) のように頁数をカッコに示した。

- 1) 「国民性 (Volkheit)」の概念に重心を置く見解は、周知のように『ヴィルヘルム・マイスターの遍歴時代』末尾の「マカーリエの文庫から」にある表現を根拠としている。「立法者と君主は国民にではなく、国民性に耳を傾けなくてはならない。後者は常に同一のことを語り、理性的で、不動で、純粹で、真実である。前者はただ欲しがらるだけで、何を欲しがっているのか決して知ることがない」(MA17, 697f.)。
- 2) たとえば, Georg Keferstein: Die Tragödie des Unpolitischen. Zum politischen Sinn des „Egmont“, Deutsche Vierteljahresschrift 15 (1937), S. 331-361.; Paul Böckmann: Goethe. Egmont. In: Das deutsche Drama. Interpretationen, hrsg. v. Benno von Wiese, Bd.1, Düsseldorf (A. Bagel) 1968 (1.Auflage 1958), S.147-168.; Klaus Ziegler: Goethes »Egmont« als politisches Drama. In: Verstehen und Vertrauen. O. F. Wollnow zum 65. Geburtstag, hrsg. v. J. Schwartländer, Stuttgart (W. Kohlhammer) 1968, S. 272-292.; Hans-Dietrich Dahnke: Geschichtsprozeß und Individualitätsverwirklichung in Goethes „Egmont“. In: Studien zur Literaturgeschichte und Literaturtheorie, hrsg. v. Hans-Günther Thalheim u. Ursula Wertheim, Berlin (Rütten & Loening) 1970, S.58-100.; George.A.Wells: Egmont and »Das Dämonische«. In: German Life and Letters N. S. 24 (1970/71), S. 53-67.
- 3) 参照した文献は, Peter Michelsen: Egmonts Freiheit. In: Euphorion 65 (1971), S. 274-297.; Hartmut Reinhardt: Egmont. In: Goethes Dramen. Neue Interpretationen, hrsg. v. Walter Hinderer, Stuttgart (Reclam) 1980, S.122-143.; Jürgen Schröder: Poetische Erlösung der Geschichte - Goethes *Egmont*. In: Geschichte als Schauspiel. Deutsche Geschichtsdramen. Interpretationen, hrsg. v. Walter Hinck, Frankfurt am Main (Suhrkamp) 1981, S. 101-115.; Steffen Martus: Sinn und Form in Goethes „Egmont“. In: Goethe-Jahrbuch Bd. 115 (1998), S.45-61.; Georg Michael-Schultz: Egmont. In: Goethe Handbuch Bd. 2 (Dramen) . Sonderausgabe, hrsg. v. Theo Buck, Stuttgart (J.B.Metzler) 2004, S. 154-172.
- 4) Steffen Martus: ebenda, S. 52, 54.
- 5) GeorgMichael-Schultz (ebenda, 159ff.)も同様に、エグモントの国民に対する期待の「思い違い」を指摘しているが、その原因は貴族と国民の身分的差異とすることとどまっている。

- 6) たとえば Goethe Handbuch Bd. 4・1, hrsg. v. Bernd Witte, Theo Buck, Hans-Dietrich Dahnke, Regine Otto und Peter Schmitdt, Stuttgart (J.B.Metzler) 1998. の „Juristische Tätigkeit“ の項の末尾に掲げられた文献(S, 594)は、ほとんどが法律雑誌に発表されたものである。
- 7) たとえば Eugen Wohlhaupter: Dichterjuristen. Bd. 1, hrsg. v. H. G. Seifert, Tübingen (J. C. B. Mohr). 1953 (堅田 剛 編訳『ゲーテとサヴィニー 詩人法律家／続』御茶の水書房, 2013年)。ただし、作品の細部の法的背景を指摘するのが中心で、ゲーテの法観の特徴との関連から作品を論じる要素は極めて少ない。
- 8) ゲーテと法の関わり、その基本的な法観については、特に Alfons Pausch/Jutta Pausch: Goethes Juristenlaufbahn. Rechtsstudent, Advokat, Staatsdiener. Köln (Verl. Otto Schmidt) 1996. から教示を得た。
- 9) 以下、フェーデについては勝田有恒/森征一/山内進編著『概説 西洋法制史』(ミネルヴァ書房, 2004年) 108-111頁, Meyers Enzyklopädisches Lexikon Bd. 8. 1973 Mannheim (Bibliographisches Institut AG), S. 591 (Artikel „Fehde“)を参照。
- 10) ゲッツの妹マリアは、フェーデのこうした違法行為を指摘し、フェーデは秩序破壊だとするヴァイスリンゲンの非難をある程度正当化している(初稿 398, 第二稿 560)。
- 11) 以下、ローマ法継受については河上倫逸『法の文化社会史』(ミネルヴァ書房, 1989年) 9-59頁を中心に、勝田他, 前掲『概説 西洋法制史』158-170頁, ピーター・スタイン/屋敷二郎監訳/関良徳・藤本幸二訳『ローマ法とヨーロッパ』(ミネルヴァ書房, 2003年) 115-120頁も参照。
- 12) 以下、永久ラント平和令による刑罰の誕生については、勝田他, 同上書 111-113頁を、フェーメ, 風評訴訟およびその法制史的意義については、同書 187-189頁, および Meyers Enzyklopädisches Lexikon: a. a. O. S., S. 633 (Artikel „Femegerichte“)を参照。
- 13) 勝田他, 同上書 83-84頁を参照。
- 14) レーエン制の法的側面は、勝田他, 同上書 80-82頁を参照。
- 15) 引用を含め、荘園制の法的側面については、勝田他, 同上書 84頁を参照。
- 16) Vgl. Jacob und Wilhelm Grimm: Deutsches Wörterbuch. Bd. 22. Leipzig (Verlag von S. Hirzel) 1952, S. 247 (Artikel „treu“).
- 17) E. Staiger: Goethe Bd. 1. Bern (Atlantis Verlag) 1952, S. 297.
- 18) H.M. Wolff: Goethes Weg zur Humanität. Bern (A. Franke AG Verlag) 1951, S. 107.
- 19) 中島明彦「ゲーテの戯曲「エグモント」の中の特権と自由について」(横浜国立大学人文紀要, 第二類, 詩学・文学, 第20輯, 1973年) 28頁。
- 20) ゲーテが『ゲッツ』と同時期に書いた戯曲『クラヴィーゴ』(1774年)でも、親族に対する血の復讐が表現されている。妹を不実によって死に至らしめたクラヴィーゴを刺殺し、復讐を遂げた兄ボーマルシェの言葉:「この男の体からほとばしり出る血が、私の煮えたる復讐の念をきれいに癒やしてくれることか。彼の命が消えゆくにつれて私の怒りの念がすべてなくなることか」(MA1・1, 743)。また、ゲーテが死刑制度廃止に反対だったのはよく知られているが、興味深いことに、その理由としてフェーデ復活を挙げている。「社会が死刑を行使する権利を放棄すれば、自力救済がすぐにまた現れ、血の復讐がドアをたたく」(『箴言と省察』MA17, 843)。
- 21) 家父長制については、M・ミッテラウアー/R・ジューダー(若尾裕司/若尾典子訳)『ヨーロッパ家族社会史—家父長制からパートナー関係へ—』(名古屋大学出版会, 1993年)を参照。なお、18世紀啓蒙主義の時代に家長の権威が温和なものへ情緒化されていくことについては、同書および Bengt Algot Sørensen: Herrschaft und Zärtlichkeit. Der Patriarchalismus und das Drama im 18. Jahrhundert. München (Beck) 1984. を参照。また、Dieter Borchmeyer: Kritik der Aufklärung im Geiste der Aufklärung: Friedrich Schiller. In: Aufklärung und



Gegenaufklärung in der europäischen Literatur und Politik von der Antike bis zur Gegenwart, hrsg. v. Jochen Schmidt, Darmstadt (Wissenschaftliche Buchgesellschaft) 1989, S.366f.は権威からの解放という啓蒙主義の側面から情緒化を強調している。

- 22) 村上淳一『近代法の形成』(岩波書店, 1979年) 224-5頁。
- 23) 勝田他, 前掲『概説 西洋法制史』136頁以下, 207頁を参照。
- 24) この語義の変化は作品の背景となる16世紀ではなく, 作品執筆の18世紀に対応している。グリムによれば, *treu* の語は新高ドイツ語の時代が進むにつれ, *getreu* の語に比べて, 持続的な信義関係の意味が平板化し, 特に18世紀以降は道徳性とは無関係に事物にも転用され, 「正確な」「規則的な」等の意味に, あるいはまた, 人間に対して皮肉的, 否定的な意味で使われるようになっていった。Vgl. J. u. W. Grimm: a. a. O. S. 297.
- 25) 以下, メーカーおよびそのゲーテへの影響については, Renate Stauf: Justus Möser's Konzept einer deutschen Nationalidentität. Mit einem Ausblick auf Goethe. Tübingen (N.Niemeyer Verlag) 1991; 坂井榮八郎『ゲーテとその時代』(朝日新聞社, 1996年) 102-113頁; 坂井榮八郎『ユストゥス・メーカーの世界』(刀水書房, 2004年)を参照。
- 26) A. Pausch/J. Pausch: a. a. O., S. 107f.
- 27) 以上のゲーテの歴史的兴趣については Vgl. ebenda, S. 105f.
- 28) したがって, 獄中のエグモントは国王を「政治的意図」からではなく, 「ただ個人的人格としての国王」を見ているという見方 (Georg Michael-Schultz: Egmont. In: Goethe Handbuch Bd. 2 (Dramen) . Sonderausgabe, hrsg. v. Theo Buck, Stuttgart (J.B.Metzler) 2004, S. 163) には同意できない。エグモントにとって国王との関係は, 最後まで法的な主従関係として, したがって政治的存在であったのである。
- 29) たとえば, Hans Reiss: Goethe, Möser and the Aufklärung: The Holy Roman Empire in *Götz von Berlichingen* and *Egmont*, In: Deutsche Vierteljahresschrift für Wissenschaft und Geistesgeschichte 60 (1996), S. 624-642.を参照。
- 30) 村上, 前掲『近代法の形成』204頁以下, 勝田他, 前掲『概説 西洋法制史』112頁を参照。
- 31) 初期近代において, 監獄が労働による社会的, 道徳的矯正の意味を帯び始めたことについては, 今村仁司『近代の労働観』「第二章 初期近代の宗教倫理と労働」(岩波書店 1998年, 27-66頁)を参照。
- 32) Goethe an Cornelia Goethe 28.Mai 1766. Zitiert aus: Goethes Werke. Weimarer Ausgabe, hrsg. im Auftrag der Großherzogin Sophie von Sachsen, IV. Abteilung Bd.1, Weimar (Hermann Böhlau) 1887, S. 54.
- 33) A. Pausch/J. Pausch: a. a. O., S. 63.
- 34) Ebenda, S. 235.
- 35) 以上, ジークフリート・ウンゼルト/西山力也・坂巻隆裕・関根裕子 訳『ゲーテと出版者一つの書籍出版文化史』(法政大学出版局, 2005年) 287頁。



## 総合人間科学 放射線生物学入門について

奥田 光一\* , 橋本 光正\*

### A lecture report on “Introduction to Radiation Biology”, a course in General Human Science

Koichi OKUDA\* and Mitsumasa HASHIMOTO\*

#### 要旨

初年次教育科目である総合人間科学 放射線生物学入門の講義内容および実習内容を概説する。導入として桐箱を使用した放射線の可視化を行うことで放射線を身近な現象の一つとして捉えることを目標としている。さらに、放射線医学総合研究所から提供されている放射線被ばくの見聞表を用い、グループディスカッションを通して自然放射線による被ばくと医療被ばくを定量的に比較し、理解することを目指している。そして、研究施設や病院への見学を通して知識の定着を図っている。

#### 1. はじめに

東日本大震災に起因した福島第一原発事故による放射性物質の拡散により、放射線・放射能といった言葉はより身近になった反面、放射線と放射能の区別が曖昧なニュース記事や、被曝と被爆の使用を誤ったコンテンツを目にすることがある。この理由として考えられるのが、後期中等教育における放射線についての学習時間の少なさである。放射線に関する内容を扱っている教科としては、物理基礎・物理、化学基礎・化学がある。物理学では波動と原子・原子核の分野で扱われているが、特に原子・原子核の学習項目は実際には授業で扱われないことが多い。そのことが、放射線に関するニュースやSNS等のコンテンツにおいて誤用が減らないことの原因の一つではないかと考える。さらに、高等教育においても人体が放射線を受けること(被ばく)による人体への影響を学習する機会が少ないため、放射線の健康リスクに関する科学教育の強化が望まれている。これらの事例に鑑みて、放射線のリメディアル教育を実施し、高等教育としての高い専門知識の涵養、さらには放射線医学の基礎を提供することを目的として放射線生物学入門を開講している。

---

\* 物理学教室 Physics

(平成 28 年 10 月 6 日受理)

## 2. 放射線生物学入門について

放射線生物学入門は、初年次教育である基礎教育科目群、専門準備科目群、専門教育科目の中の基礎教育科目群の総合人間科学に含まれている。総合人間科学の目標は、「人間性豊かな良医になるため、人間に関わるあらゆる領域の問題について、主体的にかつ継続的に取り組む姿勢を身につける。広い視野に立ち、総合的に考え行動する能力を養う」であり、放射線生物学入門の到達目標は以下の三項目である。

1. 放射線の生物影響、DNA 損傷とそれを修復する機構を習得する。
2. 最新医療機器の原理とその使用例について知識を深める。
3. 実習を通じて、科学する精神を養う。

放射線生物学入門は、一般教育機構物理学教室の橋本光正准教授と私で担当している。項目 1 は橋本先生の講義の到達目標であり、項目 2 は私の講義の到達目標、項目 3 は共通の到達目標である。橋本先生の専門は DNA の損傷およびそれに関わる修復、私の専門は核医学および核医学機器であるため、専門性を活かした講義を行っている。私たちの講義の特徴として、講義形式での授業だけではなく、細胞を扱った実験などの実習時間が多く、実技を通して理解を深めることを目指している。また、学内外の研究施設や病院を訪問し、研究現場や臨床現場の見学を行っている。そのため、少人数制の講義とし、インタラクティブな講義となるよう工夫をしている。これまでの学生受講人数は、2013 年は 5 人、2014 年は 9 人、2015 年は 6 人、2016 年は 4 人である。

## 3. 講義の内容

総合人間科学において 2013 年に放射線生物学入門を開始してから 3 年が経過した。この間に実施した講義内容および実習内容をまとめる。

### 3. 1 放射線被ばく

まず、導入学習として放射線医学総合研究所から提供されている放射線被ばくの早見表を使用している(図 1)。人工放射線と自然放射線の各項目を消去した表を準備し、グループ学習に用いている。学生を 2 から 3 グループに分け、消去した各項目の被ばく線量を学生同士のディスカッションを通して予想することで、個人の被ばく線量に関する知識が曖昧であることを実感できる。次にグループ内で意見がまとまった後で結果を発表し、グループ間での議論を通して、放射線の基礎知識を習得することの必要性を認識することが導入学習の目標である。意見を共有した後は通常の講義形式に戻し、答え合わせを兼ねて各項目の説明を行っている。

本項目で特に注意して講義を行っている点として、人工的な放射線による被ばくと無縁な一般的な生活を行っている場合においても、自然放射線による放射線被ばくを避けることはできない

ことを強調している。さらに、自然放射線は宇宙や大地から放出されており、さらには日常生活で欠かすことのできない食物を摂取することによる被ばくにも注目し、放射線による被ばくは特殊な状況下での事象ではないことを説明している。一方で人工放射線による被ばくは特殊な環境での現象であることに注意し、日本での自然放射線による年間の被ばく線量(約2.1mSv)を基準にして、医療機器による被ばく線量の説明を行っている。さらに、人工放射線を用いた医療機器による治療と検査では被ばく線量のオーダーが大きく異なることにも注意を促している。また、橋本先生が細胞レベルでの放射線障害に関する講義(細胞の被ばくによるDNAの損傷および修復に関する基礎講義)を行っているため、細胞での被ばく線量を踏まえた上で、臨床検査および治療における被ばく線量を学習することとしている。

## 放射線被ばくの早見図

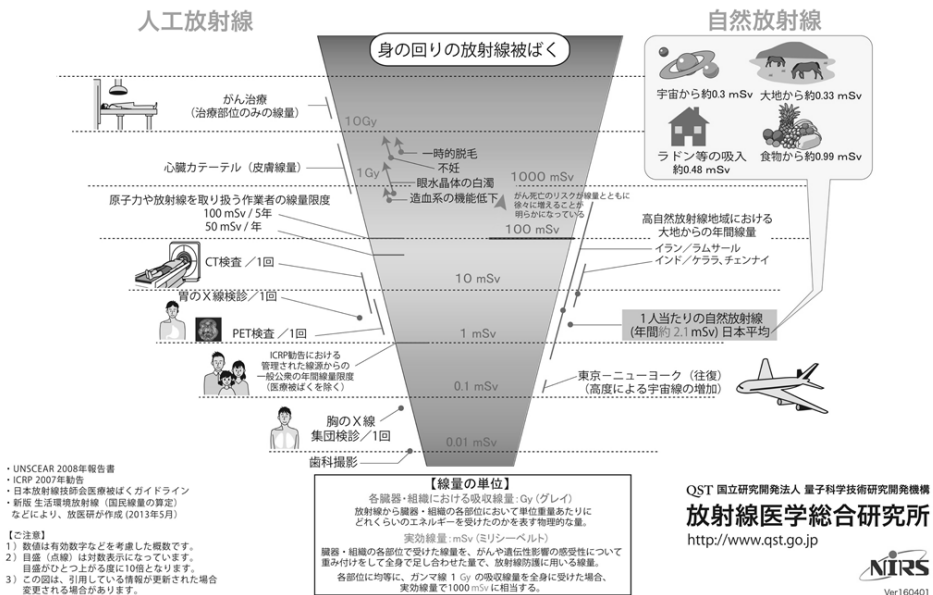


図1. 放射線被ばくの早見表

(<http://www.nirs.go.jp/information/news/2013/0729.html>)

### 3. 2 放射線の可視化

放射線は直接目で見る事ができないために、必要以上の恐怖心を持っている学生が多い。そこで放射線に対して正しく怖がるために、放射線の可視化実験を実施し、イメージの刷新を行っている。簡易的なウィルソンの桐箱実験キット(図2)を購入し、トリウム232が塗布されているランタンマントルから放出されるα線(<sup>220</sup>Rnおよび<sup>216</sup>Poの壊変によるα線放出)を観察することで(図3)、放射線を身近に感じることが可能である。実際に全ての学生は桐箱内のα線の軌跡を見るために近づき、覗き込んでいるため、過大な恐怖心は払拭されたのではないかと考えてい

る。桐箱実験を観察することで、放射線が届く範囲(飛程)は限られていることを理解することができる。このことから、代表的な $\alpha$ 線、 $\beta$ 線、 $\gamma$ 線、 $X$ 線の飛程とその遮蔽方法についての説明を加えている。また、各放射線の特性を理解するために、放射線物理学および放射線化学に関する基礎知識をしっかり身につけることを目標としている。これらの基礎知識を踏まえ、放射線医学の導入講義となるように講義内容の工夫を行っている。



図2 ウィルソン桐箱実験キット  
(オキドキサイエンス社製)

[http://okidoki-science.com/shop/products/detail.php?product\\_id=22](http://okidoki-science.com/shop/products/detail.php?product_id=22)

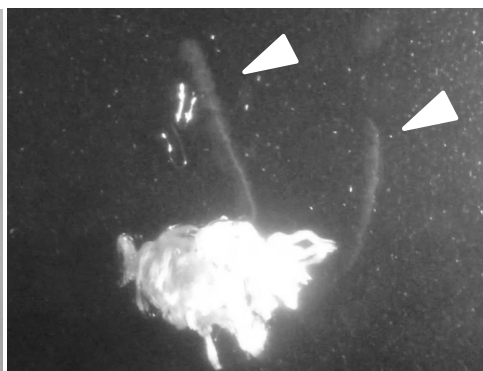


図3 放射線の可視化

マントル(キャンプ用ランタンの発光網袋： $^{232}\text{Th}$ 塗布)からの $\alpha$ 線を桐箱内で観察できる。

### 3. 3 研究施設や臨床現場への見学訪問

講義で学習した内容を踏まえて、より放射線に関する見識を深めるために、2014年から研究施設や臨床現場への見学訪問を実施している。2014年度は松成一朗先生(現在、埼玉医科大学病院核医学診療科教授)のご厚意で、羽咋市の財団法人先端医学薬学研究センターへ訪問した。当センターにて、松成先生より認知症の画像診断に関する講義を受けたのちに、施設内の医療機器を見学した。放射線生物学入門の講義では扱うことのない高度な臨床医学に関する内容であったにも関わらず、学生は積極的に質問をし、講義を理解するように努力をしていた。このことから、基礎から臨床に一気に通貫した講義・実習を行い、知識を積み重ねることで自ずから興味をもって学問を学ぶ姿勢が培われるのではないかと感じた。また、2015年度は金沢医科大学病院中央放射線部の核医学部門を訪問し、掛下一雄先生から核医学検査・機器についての講義を受けた。今回は予め掛下先生と病院見学の打ち合わせを行い、病院見学に合わせ、核医学に関する内容を充実させた講義を行った。また、大学病院内にはじめて足を運んだ学生もいたため、普段目にすることがない病院内の臨床現場や医療機器を見学できたことは良い刺激になったのではないかとと思われる。

### 3. 4 医師国家試験への準備

放射線医学, 放射線生物学, 放射線防護学等は必ず医師国会試験で問われる分野であるため, 将来を見据えて基礎知識の定着を目指し, 講義内容に加えている。放射線に関する単位といった基礎的な知識とともに, 将来医療従事者として働くことを踏まえて放射線業務従事者の線量限度, 放射線障害に関する確率的影響・確定的影響の代表的な疾患など, 過去の医師国家試験問題を参考にし, 網羅的にトピックの抽出を行い, 講義を構築している。

### 4. 今後の課題

放射線生物学入門は初年次後期の講義であるが, この時期は専門科目である代謝と遺伝(生化学)および人体の構造(解剖学)が開講されている。これらの専門科目の進捗と合わせ, 専門科目で学んだ内容を異なる講義内でかつ臨床的な内容として取り上げることで, 知識を循環させ, よりスムーズに知識を定着させることが可能になるのではないかと考えている。また, 橋本先生が担当している放射線生物学に関する基礎講義や実験と密接に連動させることで, 放射線に関する知識をより深めることも考えている。次に, 放射線生物学入門で構築した講義内容や実習方法の中から医学専門的な内容を一般的な内容に変更し, さらに実習内容を動画に記録することで, 一般社会への教育教材として提供することが可能である。福島第一原発事故後の放射線教育は決して十分なものではなく, 日本国民が自ら判断し, 行動できる知識を持ち合わせている状態に到達していないのではないかとと思われる。そのため, 放射線に関する教育を社会に対して提供する役割を担う必要があるのではないかと考える。

### 5. まとめ

放射線生物学入門として3年間に実施した講義内容および実習内容をまとめ, 実績を踏まえた今後の課題を抽出した。医療において放射線は欠かすことができない道具であるため, しっかりと基礎知識を習得し, それに基づいた最適な放射線を用いた医療を提供することが必要である。その導入学習として本講義が放射線医学教育の一助となれば幸いである。





**総合人間科学 放射線生物学入門**  
**実習「染色体標本の作成及び放射線照射による染色体構造異常の観察」を  
 通して学ぶ細胞生物学**

橋本光正\*, 奥田光一\*

**Learning cell biology through practical training in detection  
 of chromosome aberrations in human cell lines exposed to X-rays in  
 “Introduction to Radiation Biology”, a course in General Human Science**

Mitsumasa HASHIMOTO\* and Koichi OKUDA\*

1. はじめに

2013年度後期より総合人間科学の一選択科目として、橋本光正・奥田光一（一般教育機構・物理学教室）は放射線生物学入門を開講している。放射線生物学とは、放射線が生物に及ぼす様々な影響・作用を研究する学問である。講義の概要としては、以下の項目を中心に行っている。

- ① 放射線の生物に対する影響についてわかっていること、まだわかっていないことを出来るだけ丁寧に講義すること。
- ② また放射線によって誘発される DNA 損傷とそれを修復する機構“DNA 修復”に関する基礎知識を身につけること。
- ③ 放射線照射されたヒト培養細胞から染色体標本を作製、観察し、細胞生物学の実践的知識を身につけること。
- ④ 放射線を利用した最先端医療機械や放射線を利用したがん治療について、将来の医師として役に立つ知識を身につけること。

幸いにして、開講以来毎年、少人数ではあるが、熱心に取り組んでくれる学生に恵まれ、我々としても、学ぶことの多い時を持っている次第である。本稿では、開講以来行っている実習「染色体標本の作成及び放射線照射による染色体構造異常の観察」を中心に紹介したい。

2. 実習編

放射線生物学入門の特徴の一つは、初年時に細胞生物学の実験「染色体標本の作成及び放射線照射による染色体構造異常の観察」を行うことである。通常、高等学校の生物や本学初年時の生命の科学で、染色体についての学習は十分になされている。多くの教科書では染色体の構造や複

---

\* 物理学教室 Physics

(平成 28 年 10 月 21 日受理)

製の仕組みが詳細に説明されているし、その姿はイラストや顕微鏡写真で示されている。しかし、学生自身の手で自ら染色体標本を作成し、これを観察する機会は高等学校などの教育機関では与えられていないと思われる。

そこで、本科目における実験では学生自身で、ヒトガン細胞 HeLa を培養すること、HeLa 細胞に X 線を照射し、非照射のもの合わせて、染色体標本を作成すること、放射線照射によってどのような変化が染色体構造にもたらされるか調べることを目的としている。実習においては、本学医学部生化学 I 教室の岩淵教授に協力を仰ぎ、また、その施設を利用させていただいている。



写真 1. クリーンベンチを用いての細胞培養，生化学 I 教室（医学部・基礎棟 4 F）

#### 実習：染色体標本の作成と観察

実習用プロトコルを以下に示した。これは通常の実験手順を、初年時の手技が不慣れた学生にも実行できるように簡略化したものである。また、実習後には、プロトコルの末尾にあるような課題を与え、議論を行っている。

#### X 線照射による動物細胞の染色体異常の誘発

##### 【実験目的】

動物細胞に対する放射線の代表的な生物作用のひとつとして、染色体異常（Chromosome aberration）の誘発があげられる。体細胞、生殖細胞を問わず、これら染色体異常が生体に及ぼ

す影響は極めて重大であると考えられるため、最近では放射線のみならず、様々な物質の遺伝的安全性を評価する指標のひとつとして、染色体異常誘発性の有無を検討することが重要視されている。本実習では、ヒト培養細胞 (HeLa) を用いて、X線による体細胞染色体異常の誘発効果を調べ、その線量依存性を検討し、放射線の遺伝的影響について考察することを目的とする。

#### 【実験原理】

染色体異常を調べる際、個体レベルでの実験は多くの困難が伴う。そこで、組織培養の技術を導入し、培養された体細胞における染色体異常の誘発動態を検討する。X線照射後、染色体が観察しやすい細胞周期 M 期の中期に細胞を特異的に集めることにより、染色体異常が簡単に検出できる。

#### 【実験方法】

1) 対数増殖期にある HeLa 細胞に、様々な線量の X 線 (0, 500, 1,000, 2,000 mGy) を照射し、直ちに最終濃度が 0.04 $\mu$ g/mL になるようにコルセミドを加え、37 $^{\circ}$ C の CO<sub>2</sub> インキュベーター内で 3~4 時間培養する。(M 期の中期細胞の集積)

2) 4 時間後、倒立顕微鏡下で M 期の中期細胞の集積を確認し、培養液 10mL を 15mL 試験管に移す。次に、緩衝液 PBS(-)10mL を細胞に直接あたらないようにして入れ、細胞を洗った後、取り除く。

3) 0.1%トリプシン EDTA 液 1mL を入れて細胞を浸し、37 $^{\circ}$ C の CO<sub>2</sub> インキュベーター内で 5 分間放置する。取り分けた培養液 10mL を培養ディッシュに加え、ピペッティングして細胞をはがし、単個細胞とする。細胞浮遊液を 15mL 試験管に戻し、1,200rpm で 3 分間遠心して細胞を集める。

4) 遠心後、試験管から上澄み液を取り除く。

5) 試験管の壁面にパストゥールピペットの先をつけ、1mL の 0.075M KCl 液 (低張液) を静かに加える。ピペットで小刻みに低張液を吹きつけて菅底に張り付いている細胞をほぐし、均一な細胞浮遊液にする。さらに、低張液 4mL を加えて全体を 5mL とし、静かにピペッティングした後、そのまま 30 分間室温に静置する。(細胞の低張処理)

6) 次の操作にはいる前に、メタノールと酢酸の 3:1 混合液 (カルノー固定液) を作り、氷冷しておく。

7) 低張処理を終えた細胞浮遊液に、固定液をパストゥールピペットで 10 滴静かに滴下し、ピペッティングして均一にする。次に、固定液を 20 滴静かに滴下し、同様に処理する。さらに、1mL、

5mL と固定液を滴下し，順次同様に処理する。

8) 1,200rpm で3分間遠心した後，上澄みを捨てて新しい固定液を 1mL 加え，静かにピペッティングして細胞をほぐす。さらに 4mL の固定液を加えて 5mL とし，よく攪拌する。再び 1,200rpm で3分間遠心した後，上澄みを捨てる。この操作をもう一度行う。(細胞の固定)

9) 最後に，固定液を適量 (0.1~1.5mL) 加える。(細胞浮遊液を透かして見た時にわずかに濁る程度)

10) ピンセットでスライドグラスを取り出し，キムワイプで表面を軽く拭き取り，マップの上になし角度をつけて置く。なお，あらかじめ氷冷 70%エタノールにつけておいたスライドグラスを用いること。

11) パスツールピペットで細胞浮遊液を少量とり，5~10cm の高さから 1 滴ずつスライドグラスに滴下する。

12) そのまま室温放置して自然乾燥させた後，顕微鏡下で染色体の広がりを調べ，よく広がっていたら次の操作にはいる。

13) 5%ギムザ液を調整し，5分間染色後，水で洗い乾燥させる。オイキット液をたらし，中に気泡が入らないように注意しながらカバーガラスをかける。

14) 顕微鏡下で染色体のよく広がった中期染色体像を観察する。

#### 【課題】

A) X線照射していない細胞の染色体標本を 5 個撮影しなさい。標本はできるだけそれぞれの染色体が明瞭に見え，かつ染色体同士が重なっていないものを選択すること。班で集計し，HeLa 細胞の染色体分布を調べなさい。

B) X線照射した細胞の染色体標本を各線量について，ランダムに 5 個撮影しなさい。また染色体異常を記録しなさい。細胞一個あたりの発生頻度をグループごとに集計し，線量効果関係を考察しなさい。

C) 染色体異常の生体に及ぼす影響について考察しなさい。

### 3. 解説編

以上に示した実習及び課題の討論の後，改めて放射線による DNA 損傷とそれがもたらした染

染色体の構造異常について講義を行う。(写真2, 2014年度受講生達が撮影した顕微鏡写真を示す。)放射線によって生じるDNA損傷はDNA一本鎖切断, 二本鎖切断, 塩基損傷(修飾, 脱落), 架橋形成(同一鎖内, 鎖間)など様々なものがある。これらの多くはDNA修復によって, 正確に修復がなされる。しかし何らかの事情でDNA修復がなされない場合, あるいは不正確に修復がなされる場合があり, これらは最終的に細胞の死やガン化につながる可能性がある。DNA

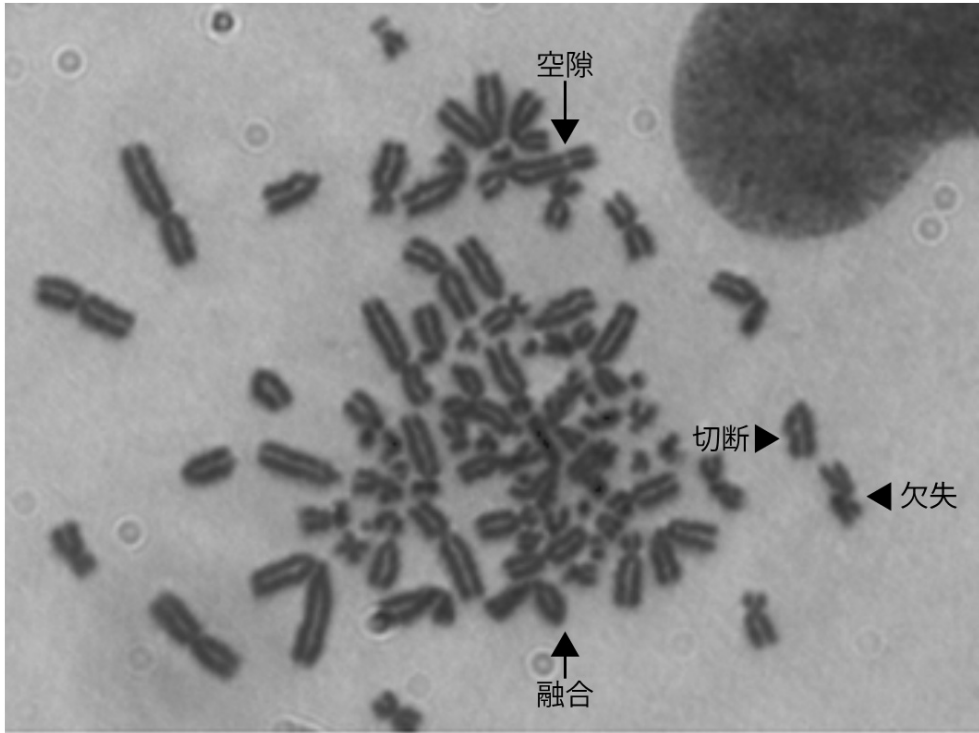


写真2. HeLa細胞 500mGyのX-rays照射, 4時間後標本作成

修復がなされない場合, あるいは不正確に修復がなされる場合に一義的に引き起こされる現象の一つは染色体異常である。よって放射線の生物影響を簡便かつ感度よく観察する方法として, 染色体異常を解析する方法が用いられる。

染色体異常は染色体の数的異常と構造異常の二つに分けられる。数的異常は細胞分裂時の異常を主要因とするのでここでは記述しない。

構造異常は染色体型異常(chromosome type, iso-chromatid type)と染色体型異常(chromatid type)に大別される。図1, 2に主な染色体構造異常の模式図と, それが形成されるに至る経過を示した<sup>1</sup>。本現象が起こる主たる原因はDNAの二本鎖切断である。そしてこの損傷を受ける細胞周期の時期によって, 染色体型もしくは染色体型異常のどちらかに導かれる。図においてG1期とS/G2期に示している二重らせんは二本鎖DNAをあらわしている。またM期の太い線は凝縮後の染色体を示している。

[1] 染色体型異常(chromosome type, iso-chromatid type)

① 末端欠失 (terminal deletion)

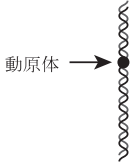



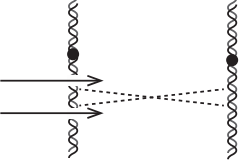
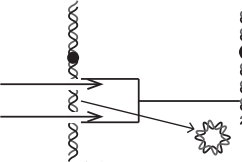
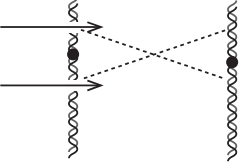
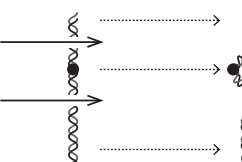


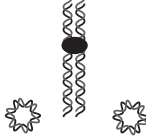

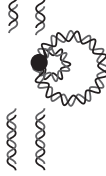





G1 期	S/G2 期	M 期
 <p>動原体 →</p>	 <p>複製された姉妹染色分体</p>	 <p>正常</p>
<p data-bbox="205 672 445 699">Ionizing Radiation (IR) →</p>    <p data-bbox="308 1149 589 1174">染色体切断端の融合による環状化</p>  	    	 <p data-bbox="994 633 1145 685">末端切断 (terminal deletion)</p>  <p data-bbox="1022 795 1118 846">腕内逆位 (inversion)</p>  <p data-bbox="1042 1066 1090 1116">環状 (ring)</p>  <p data-bbox="1022 1259 1118 1309">腕間逆位 (inversion)</p>  <p data-bbox="1042 1464 1090 1514">環状 (ring)</p>

図 1. 染色体構造異常の分類、染色体型

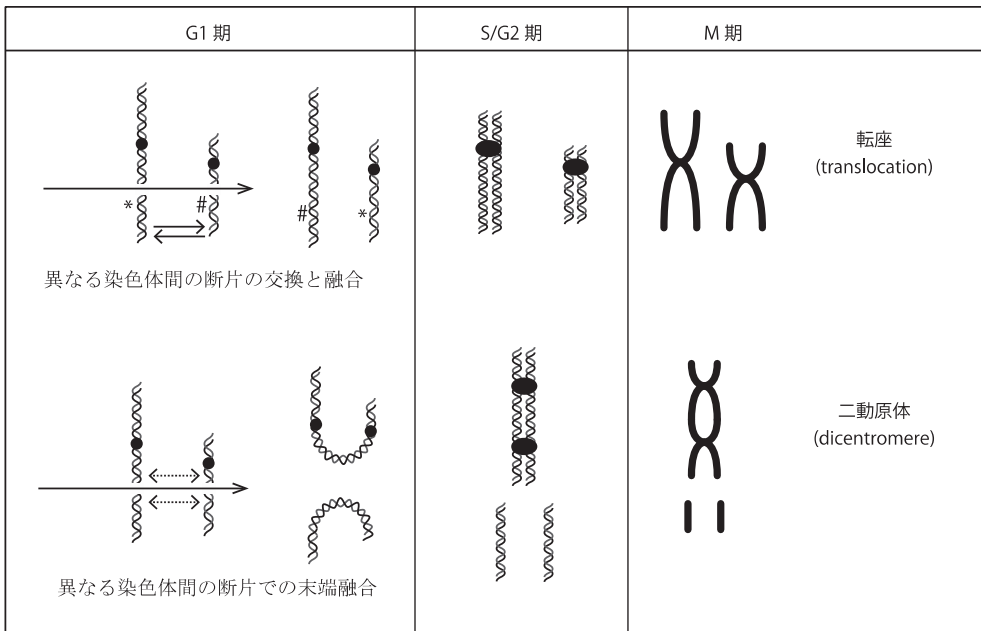


図1. 染色体構造異常の分類、染色体型 (続き)

一般に G1 期, S 期前期の複製前に DNA 二本鎖切断が起こり, 修復されないまま複製されると M 期では末端欠失型の染色体が生じる。姉妹染色分体の同一座に欠落が生じている。

② 逆位 (inversion)

複製前に DNA 二本鎖切断が起こり, その断片が修復される時, 転置した形で末端融合が起こる時, 逆位した染色体が生じる。動原体を含まない腕内逆位と動原体を含む腕間逆位に分けられる。ギムザなどのバンディングあるいは特異的染色体座位を示す probe で *in situ* Hybridization を行わないと, この異常は判別できない。

③ 環状染色体 (ring)

DNA 二本鎖切断が起こり, 動原体を持たない断片の末端が融合することで生じる。

④ 転座 (translocation)

切断が生じた二つの染色体間で染色体断片が交換された時に観察される。

⑤ 二動原体 (dicentromere)

切断が生じた二つの染色体間で末端融合が起こった時に観察される。

[2]染色体型異常

① 空隙 (gap)

姉妹染色分体の一方にのみ, 部分的に空隙が観察される。

② 末端切断 (terminal deletion)

姉妹染色分体の一方が切断された後, その断片が元の染色体の近傍に観察される。

③ 末端切断, 末端融合 (terminal deletion, terminal fusion)

染色体の同一座が切断された時に生じる。切断片が融合される場合があり, 図に示したような代表的なタイプに分類できる。

④ 染色体放射状型交換 (radial type)

切断が生じた二つの染色体間で断片の交換が起こった時に観察される。このタイプは DNA 二本鎖間に架橋が形成された時にも高頻度で観察される。

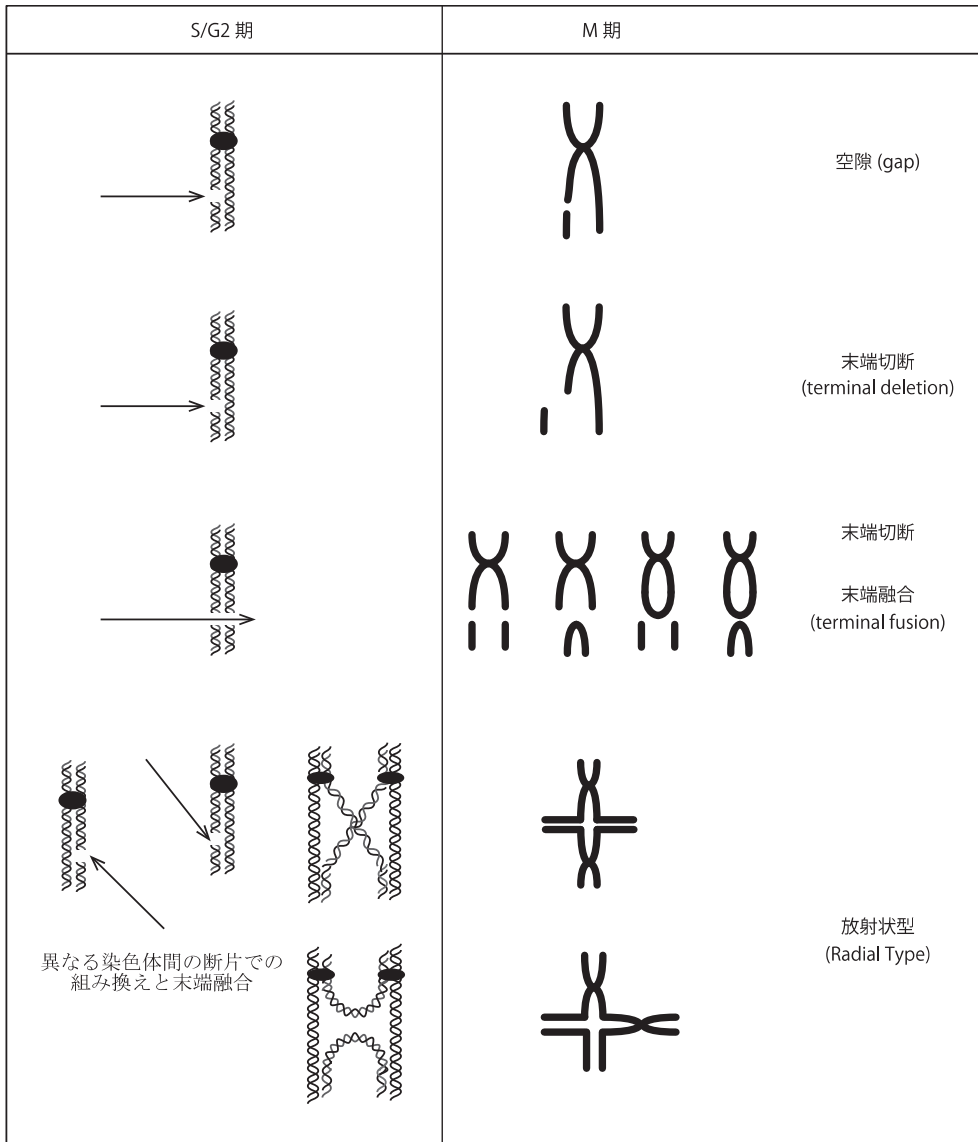


図 2. 染色体構造異常の分類、染色体型

以上の染色体構造異常の類型分けを自身が撮影したものと比較検討し, どのようにそれが生じ



たかを考察してもらおう。また X 線の線量と染色体構造異常の発生頻度にも着目してもらい、本実習で使用した線量 (0 ~ 2,000 mGy) でどの程度の異常が染色体に生じるかを実感してもらい、ニュース報道などで報じられる線量と比較することを行っている。本実習で用いる最低線量である 500 mGy でも、コントロール (非照射群) に比べて、明らかに染色体構造異常の頻度が上昇することを実感してもらおう。また 500 ~ 2,000 mGy の範囲で線量依存的に染色体構造異常の頻度が上昇することをグラフに描き、科学論文における定量することの重要性を考えてもらおう。

ここでは、2014 年度に学生たちが行った実習結果をまとめたものを図 3 に示した。サンプル数は 15 ~ 20 程度で、学術雑誌などで必要とされるサンプル数 (100 ~ 300) よりかなり少な目ではあるが、線量依存的に染色体構造異常が増加していることがわかる結果となっている。受講学生達には、これらの結果を踏まえ、被ばく線量と人体影響の関係、全身被ばくによる人の特定放射線誘発症候群および死亡に関連する線量の範囲について議論して、実験結果と臨床における現実との関係を深く理解してもらおう。

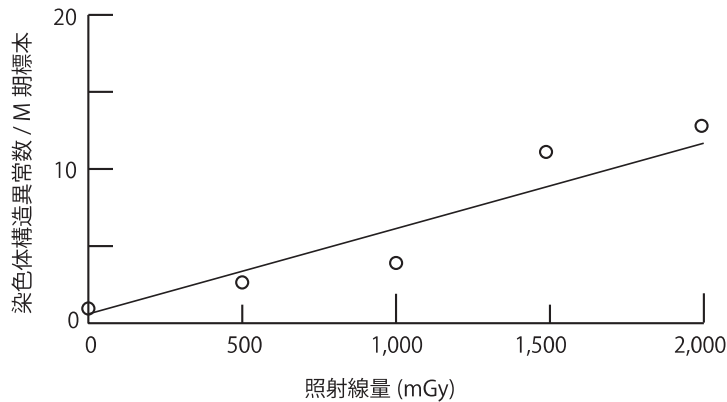


図 3. X 線照射線量と染色体構造異常の関係

#### 4. まとめ

2011 年福島第一原子力発電所における炉心溶融事故以来、放射能汚染に関するニュース報道は飛躍的に増加した。しかしそれらの多くは、ともすれば、いたずらに恐怖心を煽るものや、逆に根拠無き楽観論を吹聴するものも多く見受けられる。目に見えない放射能を正しく適正に評価し、取り扱うことは常に一定の困難が伴う。1986 年のチェルノブイリ事故のその後の経過を引用するまでもなく、福島第一原子力発電所のメルトダウンした核燃料を取り出し最終処分・安定化し、原子炉を安全に廃炉するまでには、莫大な費用 (10 ~ 15 兆円) と気の遠くなる年月 (計画通り進行しても 2051 年までかかるとされている) を必要とする。さらに現在、福島 の 1 号炉 ~ 4 号炉は全て冷温停止状態であるが、地下水に放射能が漏れ出している状況が続いている。放射能汚染された地下水が海へ流出しないように凍土壁を構築中であるが、完璧に遮断しているとは言い難い状況が続いている<sup>2</sup>。

このような状況を踏まえてもなお現在の医療においては、診察と治療のために放射線を利用す

ることは必要不可欠である。患者の利益を優先すればこそ、画像診断やがん治療の分野において、放射線の利用は今後益々盛んになるだろう。これらの現状を鑑みれば、将来の医療人は好むと好まざると、放射線の生物影響に一定の知識と見識を持ち、患者に正確な知識を伝達し、放射線利用のリスクとベネフィットを理解してもらう必要に迫られるであろう。本コースがその始めの一歩になれば幸いである。

#### 参考文献

1. ジョン・W・ゴフマン [2011] 人間と放射線 明石書店
2. 生島隆治 [1988] 「放射線による染色体異常」短期研究会報告 京都大学原子炉実験所
3. 佐渡俊彦 [2012] 放射線は本当に微量でも危険なのか？ 医療科学社
4. 石川迪夫 [2014] 考証福島原子力事故 炉心溶融・水素爆発はどう起こったか 日本電気協会新聞部
5. 東京電力ホールディングス廃炉プロジェクト [www.tepco.co.jp/decommision/index-j.html](http://www.tepco.co.jp/decommision/index-j.html) (2016年9月27日にアップされた資料に基づいた。)
6. Günter Obe, etc., Vijayalaxmi (Editors) [2007] Chromosomal Alterations Springer
7. Eroll C. Friedberg, etc. (editors) [2014] DNA repair, Mutagenesis, and Other Responses to DNA Damage Cold Spring Harbor Laboratory Press

#### 注

1. 参考文献 1. 2. を基に、学部学生によりわかりやすいように改変した。
2. 本稿執筆時(2016年10月)の状況である。

## 本学学生の体力・運動能力テストに関する調査報告

津田 龍 佑\* , 村 上 祐 介\*

### A Report on the physical fitness and motor ability of students at Kanazawa Medical University

Ryosuke TSUDA\* and Yusuke MURAKAMI\*

#### I. 緒言

機械化、自動化が進んだ現代社会では、日常生活において体を動かす機会が少なく、それが生活習慣病をはじめ様々な健康上の問題を引き起こす一因になっている。一方、運動は健康づくりの3本柱として栄養・休養とともに位置づけられており、体力の保持増進、生活習慣病の予防・改善、ストレス解消、コミュニケーション能力の涵養など運動に寄せられる期待は大きい。このような背景を踏まえて、「健康の科学」(1年次必修科目・通年)では体力・運動能力や身体組成を学生に認識させ、今後の健康の保持増進や疾病予防のための運動処方を作成させることを意図して体力・運動能力テストを実施している。そこで本稿では、平成28年度の体力・運動能力テストの結果について報告する。

#### II. 方法

##### 1. 対象者

平成28年度における医学部第1学年生107名(男子66名,女性41名)を対象にした。このうち、ケガや体調不良等により体力測定を実施できなかったものについては除外した。

##### 2. 測定項目および測定方法

形態では体重, Body Mass Index (BMI), 体脂肪率を測定した。体重, BMI, 体脂肪率はオムロン体重体組成計 (HBF-214-BW) を用いて測定した。なお, 身長は既に同年5月に終了した定期健康診断の測定値を用いた。

体力・運動能力では, 反復横跳び (敏捷性), 長座体前屈 (柔軟性), 立ち幅跳び (筋パワー), 上体起こし (筋力・筋持久力), 12分間走 (全身持久力) を測定した。各テストは, 文部科学省の新体力テストの実施要領に準拠して実施した<sup>2)</sup>。

なお, 健康的な生活を送る上で必要な筋力と筋持久力, 全身持久力, 柔軟性, 身体組成を健康関連体力と呼び, これらの能力が劣っている人では, 病気に罹患するリスクが高くなることが明

---

\* 体育学 Department of Physical Education

(平成28年9月15日受理)

らかにされている<sup>3)</sup>。今回の測定では、測定場所や授業時間が限られていることから、すべてのテスト項目を測定することはできないため、特に健康に関連の深い体力（健康関連体力）に焦点を当てて検討した。

### III. 結果

#### 1. 形態について

表1に、形態測定および体力・運動能力テストの結果を示した。

##### 1) 身長

男子学生の身長は160.0cm～193.0cmの範囲であり、その平均は $172.6 \pm 6.3$ cmであった。女子学生の身長は149.0cm～166.5cmの範囲であり、その平均は $158.6 \pm 4.8$ cmであった。

##### 2) 体重

男子学生の体重は44.2kg～125.0kgの範囲であり、その平均は $67.6 \pm 12.7$ kgであった。女子学生の体重は37.3kg～81.7kgの範囲であり、その平均は $55.0 \pm 9.2$ kgであった。

##### 3) BMI

男子学生のBMIは15.7～31.0の範囲であり、その平均は $22.3 \pm 3.3$ であった。女子学生のBMIは16.8～32.3の範囲であり、その平均は $21.8 \pm 3.3$ であった。また、肥満と痩せの判定表に基づくと、「適正範囲」の男子学生は43名（65.1%）、女子学生は30名（75.0%）であった。「肥満度1」の男子学生は15名（22.7%）、女子学生は6名（15.0%）であり、「肥満度2」の男子学生は1名（1.5%）、女子学生は1名（2.5%）であった。一方、「低体重」の男子学生は7名（10.6%）、女子学生は3名（7.5%）であった。

##### 4) 体脂肪率

男子学生の体脂肪率は8.9%～34.2%の範囲であり、その平均は $18.4 \pm 5.2$ %であった。女子学生の体脂肪率は15.1%～40.1%の範囲であり、その平均は $27.2 \pm 5.0$ %であった。また、「適正範囲」の男子学生は27名（41.0%）、女子学生は25名（62.5%）であった。「やや高い」の男子学生は12名（18.2%）、女子学生は9名（22.5%）であり、「高い」の男子学生は9名（13.6%）、女子学生は4名（10.0%）であった。一方、「低い」の男子学生は18名（27.3%）、女子学生は2名（5.0%）であった。

#### 2. 体力・運動能力について

表2に、体力・運動能力テストの結果（10段階得点）を示した。

図1に、体力・運動能力テスト5項目の結果をレーダーチャートで示した。

##### 1) 反復横跳び

男子学生の結果は33回～64回の範囲であり、その平均は $53.4 \pm 5.8$ 回であった。女子学生の結果は37回～53回の範囲であり、その平均は $45.5 \pm 4.1$ 回であった。また、10段階得点では、

男子学生は3点～10点の範囲で得点し、その平均は $7.6 \pm 1.5$ 点であり、女子学生は4点～10点の範囲で得点し、その平均は $7.2 \pm 1.4$ 点であった。「普通」以上と判定できる5点以上の学生は、男子65名(98.5%)、女子39名(97.5%)であり、男女ともに年齢相応の体力を有していた。

## 2) 長座体前屈

男子学生の結果は、17cm～65cmの範囲であり、その平均は $42.7 \pm 10.0$ cmであった。女子学生の結果は27.5cm～64.0cmの範囲であり、その平均は $44.5 \pm 8.7$ cmであった。また、10段階得点では、男子学生は1点～10点の範囲で得点し、その平均は $5.7 \pm 2.0$ 点であり、女子学生は3点～10点の範囲で得点し、その平均は $5.9 \pm 1.9$ 点であった。「普通」以上と判定できる5点以上の学生は、男子48名(72.7%)、女子29名(72.5%)であり、男女ともに概ね年齢相応の体力を有していた。

## 3) 立ち幅跳び

男子学生の結果は、165.0cm～263.0cmの範囲であり、その平均は $223.7 \text{cm} \pm 21.0 \text{cm}$ であった。女子学生の結果は128.0cm～200.0cmの範囲であり、その平均は $166.3 \pm 16.5 \text{cm}$ であった。また、10段階得点では、男子学生は3点～10点の範囲で得点し、その平均は $6.4 \pm 1.5$ 点であり、女子学生は2点～9点の範囲で得点し、その平均は $5.8 \pm 1.5$ 点であった。「普通」以上と判定できる5点以上の学生は、男子61名(92.4%)、女子35名(87.5%)であり、男女とも概ね年齢相応の体力を有していた。

## 4) 上体おこし

男子学生の結果は、16回～44回の範囲であり、その平均は $29.6 \pm 5.5$ 回であった。女子学生の結果は7回～32回の範囲であり、その平均は $22.2 \pm 5.7$ 回であった。また、10段階得点では、男子学生は3点～10点の範囲で得点し、その平均は $8.0 \pm 1.8$ 点であり、女子学生は2点～10点の範囲で得点し、その平均は $7.6 \pm 2.2$ 回であった。「普通」以上と判定できる5点以上の学生は、男子60名(91.0%)、女子36名(90.0%)であり、男女ともに概ね年齢相応の体力を有していた。

## 5) 12分間走

男子学生の結果は、1750 m～2990mの範囲であり、その平均は $2383.1 \pm 284.0 \text{m}$ であった。女子学生の結果は、1430 m～2385mの範囲であり、その平均は $1904.3 \pm 210.4 \text{m}$ であった。また、10段階得点では、男子学生は1点～9点の範囲で得点し、その平均は $3.9 \pm 2.2$ 点であり、女子学生は1点～8点の範囲で得点し、その平均は $4.1 \pm 2.0$ 点であった。「普通」以上と判定できる5点以上の学生は、男子29名(43.9%)、女子15名(37.5%)であり、男女ともに劣る傾向がみられた。

表 1: 形態測定および体力・運動能力テストの結果

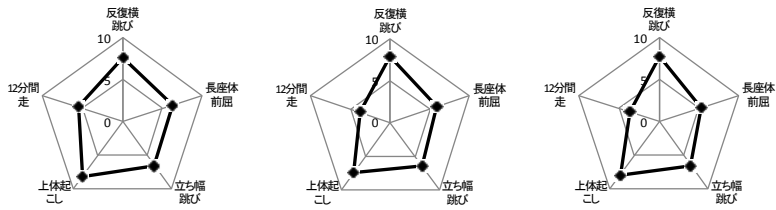
性別	年齢	学生数		身長 (cm)	体重 (kg)	BMI	体脂肪率 (%)	反復横跳び (回)	長座体前屈 (cm)	立ち幅跳び (cm)	上体起こし (回)	12分間走 (m)	
男	18	6	M	171.0	63.9	21.7	17.1	54.8	54.8	231.0	32.8	2653.3	
			SD	4.8	9.0	2.3	3.2	4.9	4.9	19.2	5.9	204.4	
	19	19	M	172.3	63.3	21.1	16.4	55.5	55.5	228.0	29.3	2390.8	
			SD	5.8	10.8	2.5	4.2	7.6	7.6	21.9	7.0	272.7	
	20	12	M	174.5	70.8	21.6	17.2	53.3	53.3	221.9	28.3	2321.7	
			SD	5.3	19.7	4.2	6.2	5.0	5.0	15.9	5.6	375.0	
	21	8	M	172.6	67.8	22.7	18.3	50.0	49.9	220.4	29.8	2427.5	
			SD	6.4	10.7	3.4	5.4	3.0	3.0	28.3	4.9	264.5	
	22	4	M	170.0	70.2	24.1	21.0	50.8	50.8	210.0	29.3	2298.8	
			SD	4.1	11.8	3.1	4.5	6.9	6.9	29.7	5.3	435.2	
	23~	17	M	172.9	72.2	24.1	21.4	53.0	53.0	222.5	29.8	2321.4	
			SD	2.6	10.4	3.0	5.1	4.3	4.3	18.7	3.9	176.6	
	女	18	5	M	160.2	49.6	19.4	23.9	46.6	45.6	165.0	26.0	1956.0
				SD	1.8	3.8	1.2	3.3	4.4	13.0	21.8	3.4	282.0
19		19	M	157.8	55.1	22.0	27.1	45.6	45.2	168.4	20.8	1876.0	
			SD	4.4	11.3	4.0	6.2	4.5	9.2	19.3	5.9	221.4	
20		7	M	158.4	57.4	23.0	28.9	45.6	44.4	162.9	22.9	1937.1	
			SD	5.9	7.7	3.1	4.0	1.4	4.8	10.8	6.8	211.9	
21~		9	M	159.9	55.8	21.7	28.2	44.7	42.6	165.3	22.6	1906.7	
			SD	5.7	5.9	2.0	2.7	4.9	8.4	11.6	5.3	167.9	

M: 平均値, SD: 標準偏差

表 2: 体力・運動能力テストの 10 段階得点の結果

性別	年齢	学生数		反復横跳び	長座体前屈	立ち幅跳び	上体起こし	12分間走	
男	18	6	M	7.5	6.3	6.5	8.2	5.5	
			SD	1.6	2.8	1.5	1.2	1.8	
	19	19	M	7.8	5.8	6.4	7.5	3.7	
			SD	1.9	1.9	1.7	2.6	2.1	
	20	12	M	7.8	5.3	6.5	7.9	3.6	
			SD	1.3	1.8	1.2	1.8	2.7	
	21	8	M	6.9	5.8	6.5	8.5	4.0	
			SD	0.6	1.8	1.9	1.7	2.3	
	22	4	M	7.0	4.0	5.5	8.3	3.3	
			SD	1.6	2.7	1.9	1.3	2.9	
	23~	17	M	7.7	5.9	6.5	8.4	4.0	
			SD	1.3	1.8	1.5	1.2	2.0	
	女	18	5	M	7.4	6.0	5.2	8.6	4.2
				SD	1.7	2.9	1.9	1.1	2.6
19		19	M	6.9	6.1	5.7	6.6	3.5	
			SD	1.5	1.8	1.8	2.3	1.9	
20		7	M	7.6	5.9	6.0	8.6	4.7	
			SD	0.5	1.2	1.2	2.5	2.1	
21~		9	M	7.3	5.3	6.2	8.2	4.7	
			SD	1.6	2.2	0.8	1.4	1.7	

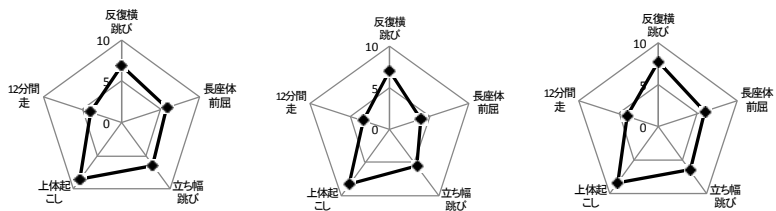
M: 平均値, SD: 標準偏差



男子学生 18 歳

男子学生 19 歳

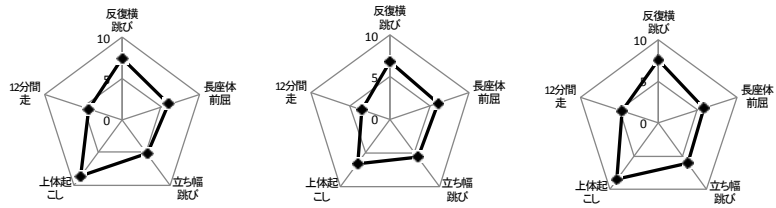
男子学生 20 歳



男子学生 21 歳

男子学生 22 歳

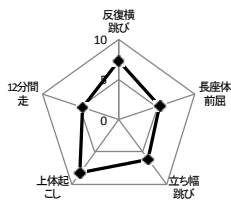
男子学生 23 歳～



女子学生 18 歳

女子学生 19 歳

女子学生 20 歳



女子学生 21 歳～

図 1: 体力・運動能力テスト 5 項目のレーダーチャート

#### IV. 考察

まず、形態について検討した結果、BMI や体脂肪率からみて適正から外れる学生がみられた。肥満とは体の中に体脂肪が過剰に蓄積した状態と定義され、肥満は生活習慣病のもとといわれる<sup>4)</sup>。一般に、肥満の評価はBMI と体脂肪率から評価する。BMI からみると、「適正範囲」の男子学生は43名(65.1%)、女子学生は30名(75.0%)であった。BMI が標準値であっても必ずしも肥満でないとは言いきることができない。なぜなら、BMI は身長と体重から求めた指標に過ぎず、体脂肪量は分からないからである。したがって、何らかの方法で体脂肪率を測定することが必要になる。もう1つの指標である体脂肪率からみると、「適正範囲」の男子学生は27名(41.0%)、女子学生は25名(62.5%)に過ぎなかった。肥満の原因として、過食と運動不足などがあげられる。したがって、減量のためには、消費エネルギーが摂取エネルギーを上回るように生活習慣を見直す必要がある。

次に、体力・運動能力について検討した結果、全身持久力の成績が劣る以外は、男女ともに健康関連体力は年齢相応であった。12分間走の成績は全身持久力を反映し、全身持久力と生活習慣病の罹患率との間には相関関係があることが報告されていることから<sup>5)</sup>、健康で長生きするために全身持久力の維持・増進が必要である。週あたり1回2時間の体育授業のみでは、持久力から筋力や柔軟性など体力を全般的に向上させることはなかなか難しい。したがって、単に体力向上をねらいとするのではなく、体力の高め方を学習するとともに、日常生活の中で運動量を増やす取り組みが必要であると考えられる。厚労省はアクティブガイドとして、プラス10(今より10分多く体を動かすことにより健康寿命の延伸が期待できる)というメッセージを発信している<sup>6)</sup>。このことを踏まえて、身体を動かす機会はいつ、どこなのか1日の生活を振り返る取り組みから始めていきたい。

#### V. まとめ

本研究では、平成28年度の体力・運動能力テストの結果について報告することを目的とした。そのために、平成28年度における医学部第1学年生107名(男子66名、女子41名)を対象に、形態測定および体力・運動能力テストを行わせた。主な結果は以下のとおりである。

- 1) BMI や体脂肪率からみて適正から外れる学生もみられた。
- 2) 全身持久力の成績が劣る以外は、男女ともに健康関連体力は年齢相応であった。

#### 文献

- 1) 文部科学省：体力向上に資する子どもの生活習慣の改善—よく食べ、よく動き、よく眠る“健康3原則”の徹底—  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/gijiroku/attach/1344541.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/gijiroku/attach/1344541.htm)  
(参照日 2017年1月10日)
- 2) 文部科学省：新体力テスト実施要領



[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/stamina/03040901.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/stamina/03040901.htm)

(参照日 2017年1月10日)

3) 中谷敏昭：はじめて学ぶ健康スポーツ科学シリーズ5 体力学. 化学同人, p.12, 2014.

4) 日本生活習慣病予防協会：1. 肥満とメタボリックシンドローム

<http://www.seikatsusyukanbyo.com/column/metabolic-syndrome/01.php>

(参照日 2017年1月10日)

5) American College of Sports Medicine：運動処方の指針－運動負荷試験と運動プログラム－  
(原書第7版). 南江堂, p.64, 2006.

6) 厚生労働省：アクティブガイド－健康づくりのための身体活動指針－

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002xple-att/2r9852000002xpr1.pdf>

(参照日 2017年1月10日)



## 看護大学生のキャリア成熟に関する研究

久 司 一 葉\*

### A study on career maturity of nursing college students

Kazuyo KYUJI\*

#### 要旨

看護職者の早期離職問題では、離職原因への改善策を講じても、毎年7%強の新卒看護職者が離職している。教育内容自体が専門職養成的であるととらえられがちな看護基礎教育を経て、職に就いたにもかかわらず、1年未満でその職を辞するのはなぜだろうか。今回、看護大学生を対象に、人生や職業についてどの程度成熟した考えをもっているのかを調査した。結果から、看護基礎教育における看護職者離職予防対策の示唆が得られた。

#### 1. 問題と目的

若年層の無業や早期離職者が後を絶たない現状は、産業を担う人口減少への危惧や、若年者の将来を案ずることとなり、国は解決策を模索し続けている。文部科学省（以後文科省）は2011年に大学設置基準を改正し、「社会的、職業的自立に関する指導等」を全ての大学に義務付けた。いわゆる「キャリア教育」である。中央教育審議会（以後中教審）答申によれば、「生涯学習社会構築の観点から、職業教育を通して自身の社会的・職業的自立への教育をキャリア教育の目指すところ」としている。そして、キャリア教育は、「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」、職業教育は「一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度を育てる教育」をそれぞれの方向性としている<sup>1)</sup>。遡ると、2003年には経済産業省・厚生労働省・文科省・内閣府の参加で「若者自立・挑戦プラン」が策定された。このプラン発表以降、小学校から高校に至るまでキャリア教育を体系的に行い始めた<sup>2)</sup>。小学校段階から勤労観、職業観を培うことをめざし、特に中学校では職場体験の実施が通達されたことにより、現場では実習先の確保や時間のやりくりで苦労したようである<sup>3)</sup>。ところが、これら対策の対象となった児童・生徒が就学期間を終えた時期に注目しても、残念ながら若者の離職率は低下していない<sup>4)</sup>。

さて、離職率に注目すると、近年順調にデータが低下している調査結果がある。日本看護協会の調査によれば、看護職者の離職率は2007年度12.6%をピークに微増減を繰り返し、2014年度は10.8%で近年では10%前後で推移している。新卒看護職員は2005年度の9.3%以降減少傾向

---

\* 人文科学 Department of Humanities

(平成28年11月28日受理)

にあり、2014年度は7.5%で、前年度とかわりなかった<sup>5)</sup>。看護職員需給検討会では、看護職確保対応策2つのうちの1つを離職防止としている<sup>6)</sup>ことから、看護職者の離職が、慢性化している看護師不足の原因の一つであることがわかる。

この看護職者の離職率低下は、調査結果から得られた離職原因への対策、具体的には給与の改善、院内教育体制の改善、勤務体制の改善などの効果である。しかし、このような対症療法的対策では、いずれまた同じような状況に見舞われることは想像に難くない。看護師数の不足は、在職者の負担を増大させ、病棟閉鎖を招く。看護職の継続に関する研究ではもちろん<sup>7-8)</sup>、看護職の離職対策をテーマとする研究でも<sup>9-11)</sup>看護職者を対象としているものが多く看護学生を対象としているものは見当たらない。本研究の目的は、看護大学生が人生・職業についてどの程度成熟した考えをもっているのか、実態を明らかにすることである。看護職者の離職予防対策の基礎データとすることが本研究の意義である。

## 2. 方法

### 1) 調査対象

対象：複数の看護系大学看護学部長宛に、研究趣旨及び協力依頼の文書を郵送し、承諾を得た2大学の大学生579名。

### 2) 時期調査期間：2014年8～12月

### 3) 方法

調査はキャリア・レディネス尺度を用いて行った。全員現学年での回答と、1年生には大学入学時、その他の学年には1年生時のことを想起する方法で回答を求めた。各々が封入し、留置き法で回収した。以下にキャリア・レディネス尺度について説明する。

キャリア・レディネス尺度 (Career Readiness Scale : CRS)<sup>12)</sup>

坂柳は、就職難の状況下にある大学生の就職について、「就職という一時点だけにとらわれるのではなく、自己のキャリアという長い線で考え進む姿勢が大切」と述べている。そして、大学生が自分のこれからの人生・生き方、職業選択・就職などについて、どの程度成熟した考えをもっているのかを測定するためにこの尺度を開発した。

構成は、人生キャリア・レディネスと職業キャリア・レディネスの2系列と、態度特性として、関心性、自律性、計画性の3領域を設定している。領域はそれぞれが9項目を擁している。2系列3領域の詳細は以下である。

人生キャリア・レディネス：主に人生や生き方への取り組み姿勢をいう

職業キャリア・レディネス：主に職業選択と職業生活への取り組み姿勢をいう

関心性：自己のキャリアに対して積極的な関心を持っているか

自律性：自己のキャリアへの取り組み姿勢が自律的であるか

計画性：将来展望をもち自己のキャリアに対して計画的であるか

回答は「5：よくあてはまる」「4：ややあてはまる」「3：どちらともいえない」「2：あ

まりあてはまらない」「1：全くあてはまらない」の5段階評定法で行い、各領域の得点は9点から45点の範囲で、中間点は27点となる。この得点が高いほどキャリア・レディネス、すなわちキャリア成熟が高いことを意味する。(付録参照)

先述したように、労働力不足を懸念し、国は、学校教育を通して若者それぞれが社会的・職業的に自立することを目指している。看護大学生は、大学を卒業し免許を取得すれば、就職には困らない状況となる。しかし、医療機関は設置主体や規模などが多種多様であり、どのような職場をどのような理由で選択するのか考えることは肝要である。そこで、看護大学生が自身の人生や職業についてどの程度成熟した考えをもっているかを知るために本尺度を選択した。なお、使用にあたっては、坂柳氏の許可を得ている。

#### 4) 分析方法

統計解析は個々の得点を、人生・職業2系列を関心性・自律性・計画性の3領域別に加算し、現在と入学時あるいは1年生時の結果について、ウイルコクソンの順位と検定を実施した。ソフトウェアはIBM SPSS Statistics19, Microsoft Excel 2010を使用し、有意水準を0.05とした。

#### 5) 倫理的配慮は、研究者の所属する機関の、研究などにおける人権擁護・倫理委員会の承認を得て実施した(承認番号第2014018号)。

大学学部長には大学名は公表されないことを、大学生には無記名の調査であり個人の特長は困難であること、調査への参加は任意であること、調査結果は公表することなどを紙面で説明した。調査用紙の提出で同意とみなした。本研究に際しての報告すべき利益相反はない。

### 3. 結果

#### 1) 分析対象：協力の得られた大学は、2校で共に総合大学であった。回収数は278(回収率48%)で、CRS測定用紙2枚のうち1枚しか記入のないもの、記入不備のものを除去した結果、分析対象は260であった。内訳は、1年生67名、2年生40名、3年生38名、4年生114名、不明1名であった。

インターンシップが、若年者離職抑止対策として有効であるとの研究結果<sup>13)</sup>に基づき、職場体験に近似している、看護実習の時間数が大幅に増える3年生と4年生を分析対象から除外し、1・2年生計107名を今回の分析対象とした。

#### 2) 1年生のキャリア・レディネス(表1)

表1は、1年生の現在と入学時のCRS得点の結果である。検定の結果、職業キャリア自律性と計画性で有意差を認めた。人生キャリアは三領域すべてで有意差は見られなかった。

	現在			入学時			n=67 p値
	中央値	25%値	75%値	中央値	25%値	75%値	
人生キャリア関心性	33.0	29.0	38.0	32.0	28.0	38.0	0.683
人生キャリア自律性	34.0	30.0	38.0	34.0	30.0	38.0	1.000
人生キャリア計画性	28.0	25.0	32.0	28.0	25.0	32.0	1.000
職業キャリア関心性	35.0	31.0	41.0	35.0	31.0	41.0	1.000
職業キャリア自律性	35.0	32.0	39.0	33.0	29.0	37.0	0.000 **
職業キャリア計画性	31.0	28.0	36.0	30.0	26.0	35.3	0.035 *

表1 1年生キャリア・レディネスの変化(入学時との比較) \* <0.05 \*\* <0.001

## 3) 2年生のキャリア・レディネス (表2)

表2は、2年生の現在と1年生時のCRS得点の結果である。検定の結果、人生キャリア自律性と、職業キャリアの三領域すべてで有意差を認めた。

	現在			1年生時			n=40 p値
	中央値	25%値	75%値	中央値	25%値	75%値	
人生キャリア関心性	32.0	29.0	35.0	30.0	25.5	34.0	0.057
人生キャリア自律性	32.0	29.3	36.0	29.0	26.3	34.0	0.018 *
人生キャリア計画性	28.0	26.3	30.8	27.0	22.0	30.8	0.186
職業キャリア関心性	33.5	30.0	36.0	30.5	27.3	34.0	0.001 **
職業キャリア自律性	33.0	30.3	35.0	30.0	27.0	33.0	0.002 **
職業キャリア計画性	31.0	28.0	33.0	28.0	25.0	32.0	0.042 *

表2 2年生キャリア・レディネスの変化(1年生時との比較) \* <0.05 \*\* <0.01

## 4. 考察

はじめに、1年生の職業キャリア自律性と計画性での有意差について述べる。

看護基礎教育機関では、教育内容は施設や設備、教員といった教育条件は水準を確保するために、保健師助産師看護師学校養成所指定規則により定められている<sup>14)</sup>。

1年生の授業では、基礎分野科目である外国語や心理学といった一般教養、近年ではジェネリック・スキルズに関連する科目を学び、専門基礎分野科目では、いわゆる解剖学や生理学、病理学などを学ぶ。看護学では、看護概論や基礎看護技術などが専門分野の科目として教授されることが一般的である。1年生は、4月の入学式以降、日々の授業や大学で過ごす時間を通じて、看護職に就くことが現実味を帯び、見通しがもてることで目標設定が可能になったと考える。また、毎日朝早い時間から夕方まで臨地実習へ出向く上級生の現状を知ったり、看護概論や看護技術を学ぶことで、具体的に看護を知る機会となり、自身の責任において看護職を選択したことや、働くことへの意欲の向上など、看護師という職業選択の姿勢が成熟していると推測する。

次に2年生の人生キャリア自律性での有意差について述べる。大学生としての1年が経過し、受講科目では、専門基礎科目で看護に直結する内容が増える。圧倒的に科目数が増える専門科目では、各論としての看護学の援助論や技術論の科目と、患者を受け持つ短期の臨地実習が実施される。しかし、これら授業内容が自身の人生について考えることに、直接的に影響しているとは考えにくい。むしろ、1年生で変化をみた、職業キャリア自律性と計画性の成熟が、看護学生としての大学生活への適応に良い影響を及ぼし、自身の人生について考えるようになったと考えることができないだろうか。具体的には、大学生であることへの責任、たとえば課題の提出時条件や約束事、単位取得や進級に関する決まりごと、アルバイトをしている人では、日程の調整や収入と税金についてなどである。これらは、大学生になるまでは比較的考える機会がなかったこと、要するに自分自身が能動的かつ主体的姿勢になることが求められる体験が、人生キャリア自律性の成熟に関係しているとは考えられないだろうか。

一方で、同じ人生キャリアの関心性と計画性で有意差がないことについては、看護教員として学生の様子を見ていた経験上で考えると、大学2年生となることで、授業内容は専門化・高度化

し、部活動では下級生を迎える学年となるなど、学業とその他のことを両立させることに一生懸命で、人生について積極的に考えたり計画するための時間を割く余裕がないという状況であろう。

2年生の職業キャリア三領域すべてで有意差があることについて。

職業キャリア自律性と計画性は1年生時ですでに成熟が認められていたことから、それらは維持されていると判断できる。新たに関心性で有意な成熟が見られることについて考察する。

回答の得られた2校は総合大学の看護学部・学科であることから、共通科目や部活動などでの、他学部学生との交流が図られていることが推測でき、影響しているととらえる。他学部では、卒業年が近づくにつれて、就職の準備が必要となる。多大な時間とエネルギーを費やしていることを身近な上級生を見て知ることとなる。それに比べると自分たち看護学部生は、大学での授業内容がそのまま職業に直結しており、大学卒業を迎えるということは、即ち免許取得のための条件が整うことである。就職のために新たなスキルを身につける必要はない。大学内での他学部学生との関わりでは、他学部学生との違いに気づいたり、改めて自身の進路について考える機会となる。そして、看護実習による看護場面での体験は、専門基礎科目で得る知識の重要性を明確にすることになり、同時に看護職に就くことへの関心性を自覚することだと考える。

総合大学のみでの調査結果であること、厳密な縦断的調査結果ではないことは本研究の限界である。今後は、学内での過ごし方やアルバイトについての詳しい情報収集及び看護学単科大学学生への調査など、より精度の高い調査の実施が課題となる。

## 5. 結論

看護大学生が人生・職業についてどの程度成熟した考えをもっているのかを明らかにするために、CRSを使用した調査を実施した。結果、看護大学生は1・2年生で職業キャリアの関心性・自律性・計画性の3領域で成熟していた。また2年生で人生キャリア自律性が成熟していた。

おわりに

看護基礎教育は、「教育内容自体が専門職養成的性格が強く、大学教育の職業的意義は強い」<sup>15)</sup>。中教審答申が示す、「一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度を育てる」職業教育の方向性<sup>16)</sup>は、看護基礎教育では実現が可能である。他方で、キャリア教育では、生涯学習社会構築の観点から、職業教育を通して自身の社会的・職業的自立を目指している<sup>17)</sup>。これは、今回使用したCRSの人生キャリア・レディネスが示す、自身の人生や生き方への取り組み姿勢に該当する。伝統的に行われてきたこれまでのような教育では、国が求めるキャリア教育は期待できず、何らかの対策が必要であることが示唆された。

本論文は、日本教育実践学会第19回研究大会の発表内容に、加筆修正をおこなったものである。

謝辞

統計処理でご教授頂いた、本学旧一般教育機構長松田博夫先生に感謝申し上げます。

## 【註】

- 1)今の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）第1章 キャリア教育・職業教育の課題と基本的方向性 中央教育審議会 文部科学省ホームページ  
[http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2011/02/01/1301878\\_1\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2011/02/01/1301878_1_1.pdf) 最終閲覧 2016/11/12
- 2)「若者の自立・挑戦プラン」における文部科学省の取組について 文部科学省ホームページ  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/wakamono/index\\_h17.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/wakamono/index_h17.htm) 最終閲覧 2016/11/12
- 3) 児美川孝一郎, 2011. 若者はなぜ「就職」できなくなったのか?. 日本図書センター: pp56-61.
- 4)新規学校卒業就職者の在職期間別離職状況 厚生労働省ホームページ 新規学卒者の離職状況に関する資料一覧  
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11650000-Shokugyouanteikyokuhakenyukiroudoutaisakubu/0000140595.pdf> 最終閲覧 2016/11/12
- 5) 日本看護協会調査研究報告 No. 90 2015 病院職員実態調査 日本看護協会ホームページ  
<http://www.nurse.or.jp/home/document/view.php?f=seisaku/90.pdf> 最終閲覧 2016/11/12 p. 34
- 6)医療従事者の需給に関する検討会 看護職員の需給に関する基礎資料 3  
<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10801000-Iseikyoku-Soumuka/0000117665.pdf>  
 最終閲覧 2016/11/12 p. 20
- 7) 竹本由香里, 2003. 看護職における職務満足感と職業継続意思に関する研究. 進路指導研究 第21巻第2号: pp. 1-9.
- 8) 浜端賢次, 江角伸吾, 島田裕子, 安藤恵, 黒尾絢子, 柴山真里, 北田志郎, 大塚公一郎, 春山早苗, 新海里恵, 渡邊瑠美, 2013. 自治医科大学看護学部卒業生の現状調査—看護職を継続するための要因に着目した一考察—. 自治医科大学看護ジャーナル第11号: pp. 65-73.
- 9)大森眞澄, 長田京子, 福岡美紀, 廣野祥子, 森山美香, 江藤剛, 2012. 新卒看護師の早期離職と再就職に向けての体験. 島根大学医学部紀要, 第35巻: pp. 1-7
- 10)塚本友栄, 舟島なをみ, 2008, 就職後早期に退職した新人看護師の経験に関する研究 - 就業を継続できた看護師の経験との比較を通して -, 看護教育学研究 Vol. 17 No. 1: pp. 22-35
- 11)高瀬美由紀, 井場ヒロ子, 藤井宝恵, 新宮美穂, 宮腰由紀子, 2015. 新卒看護師の看護実践能力とその向上度が離職意思に与える影響, 日本職業・災害医学会会誌 Vol. 63 No. 1: pp. 14-18
- 12)坂柳恒夫, 1996. 大学生のキャリア成熟に関する研究—キャリア・レディネス尺度 (CRS) の信頼性と妥当性の検討, 愛知教育大学教科教育センター研究報告 Vol. 20 : pp. 9-18
- 13) 中島弘至, 2015. キャリア教育と若年者離職率—統計分析からの一考察, 関西大学高等教育研究 (6) : pp. 57-68
- 14) 和住淑子, 佐々木幾美, 唐澤由美子, 定廣和香子, 森千鶴, 2012. 保健師助産師看護師学校養成所指定規則に定められた教育内容の変遷, 日本看護学教育学会誌 vol. 22(1) : pp. 95-105
- 15) 本田由紀, 2009. 職業的意義—若者、学校、社会をつなぐ. ちくま新書 : p120



【付録】 キャリア・レディネス尺度による調査用紙

あなたについてお答えください。 該当する数字に○をつけてください。		職業キャリア・レディネス		職業キャリア・レディネス		
とてもよくあてはまる	ややあてはまる	どちらかといえばあてはまる	どちらかといえばあてはまらない	あてはまらない	あてはまらない	
5	4	3	2	1	1	
1	これから人生や生き方について、とても関心を持っている	5	4	3	2	1
2	希望する人生を送るにはどうすればいいか、調べたことがある	5	4	3	2	1
3	どのような生き方か自分に向いているのか、真剣に考えたことがある	5	4	3	2	1
4	これからの人生は、自分の力で切り開いていくことができる	5	4	3	2	1
5	どんな生き方をしたいかは、最終的には自分自身の責任で決める	5	4	3	2	1
6	希望する人生を送れるように、目標から自分向上させるよう心掛けている	5	4	3	2	1
7	希望する生き方を送るための具体的な計画を立てている	5	4	3	2	1
8	どのような生き方をしたいか、まだわからない	5	4	3	2	1
9	充実した人生を送るための計画に沿って、すでに取り組んでいることがある	5	4	3	2	1
10	人生設計や生き方についての記事には、よく目を通すようになっている	5	4	3	2	1
11	どのような人生、生き方があるか、本や新聞などで読んだことがある	5	4	3	2	1
12	自分は何のために生きていくのか、真剣に考えたことがない	5	4	3	2	1
13	人生や今後の人生は、自分が考え始めることに、自分も考えればよい	5	4	3	2	1
14	これから人生で困難なことや迷ったとしても、自分なりに克服しようと思う	5	4	3	2	1
15	今後の人生で困難なことや迷ったとしても、自分なりに克服しようと思う	5	4	3	2	1
16	自分は将来どのような人生を送っているか、わからない	5	4	3	2	1
17	これから先どのような人間になりたいのか、自分なりの目標をもっている	5	4	3	2	1
18	これからの人生設計は、自分の個性と社会状況の両面から十分考えている	5	4	3	2	1
19	人生設計や生き方についてはあまり関心がない	5	4	3	2	1
20	今後の人生を充実させるために参考となる話には、耳を傾けるようになっている	5	4	3	2	1
21	将来の生き方は自分にとって重要な問題なので、真剣に考えている	5	4	3	2	1
22	これからの人生をどう過ごすかは、周囲の雰囲気や状況に合わせて決めようと思う	5	4	3	2	1
23	まだしばらくの間は、責任のある生活はしたくない	5	4	3	2	1
24	人生を充実させるためには、面倒なことでも積極的にチャレンジする	5	4	3	2	1
25	自分の今後の人生は、だいたい想像できる	5	4	3	2	1
26	今希望している生き方は、まだすぐに変わるかもしれない	5	4	3	2	1
27	今希望している人生や生き方は、自分なりに実現できようと思う	5	4	3	2	1

あなたについてお答えください。 該当する数字に○をつけてください。		職業キャリア・レディネス		職業キャリア・レディネス		
とてもよくあてはまる	ややあてはまる	どちらかといえばあてはまる	どちらかといえばあてはまらない	あてはまらない	あてはまらない	
5	4	3	2	1	1	
1	将来の職業や就職について、とても関心を持っている	5	4	3	2	1
2	希望する職業に就くにはどうすればいいか、調べたことがある	5	4	3	2	1
3	どのような職業か自分に向いているのか、真剣に考えたことがある	5	4	3	2	1
4	職業人になったら、自分から進んで積極的に仕事を打ち出そうと思う	5	4	3	2	1
5	充実した職業生活を送れないのは、自分自身の責任が大きいと思う	5	4	3	2	1
6	職場で難しい問題にぶつかっても、自分なりに克服しようと思う	5	4	3	2	1
7	希望する職業に就くための具体的な計画を立てている	5	4	3	2	1
8	どのような職業に就きたいか、まだわからない	5	4	3	2	1
9	職業選択や就職は、自分の個性と就職機会の両面から十分考えている	5	4	3	2	1
10	職業や就職についての記事には、よく目を通すようになっている	5	4	3	2	1
11	将来の職業や就職先について、いろいろ比較検討している	5	4	3	2	1
12	自分は何のために働くのか、真剣に考えたことがない	5	4	3	2	1
13	就職の準備は、他の人に言われなくても自主的に進めることができる	5	4	3	2	1
14	職業人になってからは、責任を自覚して仕事に取り組みようと思う	5	4	3	2	1
15	職業生活を充実させるためには、面倒なことでも積極的にチャレンジする	5	4	3	2	1
16	自分は将来どのような職業についているか、わからない	5	4	3	2	1
17	どのような職業人になりたいのか、自分なりの目標をもっている	5	4	3	2	1
18	すでに計画に従って就職試験のため勉強をしている	5	4	3	2	1
19	将来の職業生活や働き方についてはあまり関心がない	5	4	3	2	1
20	将来、充実した職業生活を送るために参考となる話には、注意して聞いている	5	4	3	2	1
21	職業選択や就職は自分にとって重要な問題なので、真剣に考えている	5	4	3	2	1
22	職業の選択・決定では周囲の雰囲気や状況に流されることはない	5	4	3	2	1
23	職業人になってからも、責任の重い仕事はやりたくない	5	4	3	2	1
24	職業生活を通して、更に自分自身を向上させたい	5	4	3	2	1
25	自分の将来の職業生活の様子を、だいたい想像できる	5	4	3	2	1
26	今希望している職業は、まだすぐに変わるかもしれない	5	4	3	2	1
27	欲しい職業は決めたが、それに向けての積極的な努力は特にしていない	5	4	3	2	1



## ヴィルヘルム・モムゼン『ゲーテの政治観』(10)

公地宗弘\* 訳

### *Wilhelm Mommsen: Die politischen Anschauungen Goethes* (10)

Translated by Munehiro KOUCHI\*

#### 目次

序論

問題設定と方法

#### I. 18世紀

1. ヴァイマル招聘まで
2. ヴァイマルの「政治家」として
3. 「帝国」——オーストリア
4. フリードリヒ大王とその国家

#### II. フランス革命とナポレオンの時代

1. フランス革命
2. プロイセンの破局——ナポレオン
3. 解放戦争

#### III. 復古の時代

1. 神聖同盟と西欧の列強
2. 内政
3. 民族——国民——人間性
4. 社会主義?——身分の区分
5. ドイツとドイツ人

---

\* ドイツ語 Department of German

(平成28年9月20日受理)

### Ⅲ. 復古の時代

#### 2. 内政

##### 動乱の時代に対する不安

明け初めつつあった 19 世紀は、人間性の理想に代えて、内的な価値ではなく利得を追求する方向を徐々に強める実践的活動の世界を打ち出した。その際、私たちにとって致命的だったのは、ドイツではこの展開がすでに絶対主義において開始していたため、まさに人間があまりにも目的達成のための手段となってしまう、その結果、ゲーテとその考え方に立ち戻ることがほとんど不可能となっていることである。加えて、老年のゲーテには政治的、社会的発展の否定的側面が明確に浮かび上がっていたが、彼には専らこの否定的側面しか見えていなかった。

ゲーテはときおり、「若い人たちの方が中年の世代よりも私と考え方がじっくり行く」<sup>1</sup>という喜びを述べてはいるが、自分が今の時代の中でどれほど孤立しているのか、彼自身と同じ考え方、同じ感じ方をする男たちがどれだけわずかしか残っていないのかは分かっていた。彼は新しい時代が始まったことをそれとなく感じ、必ずしも物事をただ否定的に判断していただけではなかった<sup>2</sup>。しかし全体的には、彼の懐疑心と拒否は明らかである。それは老化現象ではあるにしても、ゲーテの基本的な考え方から来ている。彼は「忍び寄る偽善の時代」<sup>3</sup>について語り、「当今の我欲」のあまり、すでに踏みならされて出来上がっている道を誰も歩もうとしない、と言う<sup>4</sup>。今や、

---

この翻訳は、Wilhelm Mommsen : Die politischen Anschauungen Goethes, Stuttgart (Deutsche Verlags-Anstalt) 1948. の 216—225 頁を訳出したものである。

・注は原注と訳注を合わせて通し番号で表示し、訳注の場合は（訳注）と表記した。

・訳者による補足は [ ] で表示した。

・小見出しは訳者による。

・原注での引用とその表記について、原著者は次のように説明している（原著 14—15 頁）。「文学作品や一般によく知られた作品からの引用も出典をあげていない。ゲーテの著作についてはヴァイマル版によった。その際、巻数とページ数のみをあげた場合は、ヴァイマル版の第 1 部からの引用を示し、第 2 部からの引用は *Naturwissenschaftliche Schriften*, 第 3 部, 第 4 部からの引用は、それぞれ *Tagebücher*, *Briefe* の表記も加えた。より新しい全集、選集に収録された著作であっても、特別な理由がない限りはヴァイマル版から引用した。対話の引用はビーダーマン編の第 2 版によった。文学作品の引用にあたっては、表記は現代風に改め、その他の場合は元の表記を踏襲した。引用はすべて例証の意味でのみあげ、繰り返しをいとわなかった。[中略]ゲーテ協会の年鑑や季刊誌は G.G. の表記と年号を、ゲーテ協会の雑誌類は誌名と年号を付した。自由ドイツ協会の年鑑、キッペンベルク・コレクションの年鑑は、それぞれ *Hochstift*, *Kippenberg* と付した」。

<sup>1</sup> *Briefe* 36, S. 174.

<sup>2</sup> 19 世紀は単純にその前の世紀の継続ではなく、新しい時代の始まりである。「その世紀の始めの年月に起き、世界を揺るがしたそうした大きな出来事は、大きな…成果を残さずにはあり得ず、そうした成果はもちろん徐々に成熟してくる。ゲーテはこれら成果を「世紀の秋」に期待している。すべての世界史的な出来事は世紀末に起こっている (*Gespräche* IV, S. 152)。

<sup>3</sup> *Tagebücher* X, S. 54.

<sup>4</sup> *Briefe* 44, S. 54.

「一日、一時間をしっかりものにできるような人」が「生まれることなんて」できない<sup>5</sup>。「どこへ耳を澄ましてみても」政治的なことばかり耳にするのは慰めのないことだ<sup>6</sup>。ゲーテは「世界中の勝手放題の、狂ったいざこざ」について書き記す<sup>7</sup>。何も成熟させないことは時代の不幸だ。すべてが「今を超越している [ultra]」, と言う。「誰も自分自身というものを知らず、自分が身を任せ、活動できる本領というものを理解していない」<sup>8</sup>。「人間たちは政治においても、ちょうど病床でより心地よく横になれるように寝返りを打つと同じように、寝返る」<sup>9</sup>。すでに『庶出の娘』に書かれているように、ゲーテは将来について、予測もつかない規模での文化の凋落を危惧している。エッカーマンとの対話の中でゲーテは、戦争による破壊を予言している。私は円柱形の彫像を思い浮かべると、もう精神の中でそれが未来の戦争によって破壊される様子が見えずにはいない。私にはヴィーラントの墓を囲む鉄柵を見ただけでも「未来の騎兵が乗った馬の足についている蹄鉄がきらめくのが見える」。ゲーテはその際、「私は何千年の歴史にふれながら生きているので」と言っている<sup>10</sup>。別のあるときには、「豪邸を建てるには、度外れの陽気さ」が必要だ、「というのも、石がどれだけ長期間組み上がっていられるかは確実に分らないからだ」と述べている<sup>11</sup>。私には、神がこの世界を楽しく思わなくなり、「若返った被造物」にするためにすべてを破壊せざるを得ない時が来るのが分かる。ただし、それにはなお数千年もかかるのかもしれない<sup>12</sup>。すでに 1820 年のある書簡に以下のようにある。私の親密な友人のうちの二人が、「まさに大きな、嫌悪すべき時代の転換期を前にしてこの世を去る」という幸福を得た。「道徳的な世界秩序はこれまで私に対して非常に好意的であったから、願わくは、私にも同様の寵愛を示してくださいらんことを」<sup>13</sup>。死の直前の最後の書簡で、ゲーテはフンボルトに宛てて書いている。「現在のこの日はしかし、本当に馬鹿げて、混乱しており、この独自の建築物を建てるために私が長い間傾けた誠実な骨折りは報われることなく、暗礁に乗り上げることになると確信しております…人々を混乱させ、混乱した行動へ仕向ける教説が世界を支配しています」<sup>14</sup>。『箴言と省察』に、「埋葬された人々を羨ましく思わずにはいられない時代とは何という時代だろうか」とある<sup>15</sup>。ゲーテのこれらの見解はすべて、フランス革命が彼に防御姿勢を取らせたときに大体において形成あるいは強化されていた。ナポレオンとの出会い以降、彼は、大衆勢力の危険が除去され、「サンキュロット主義」が克服されたと信じていた。ゲーテは 1815 年末、貴族主義を支持すると表明し、同時に、君主たちが「[大衆の] 正当な願いにある程度」あゆみよるなら、私は革命が起

<sup>5</sup> Briefe 46, S. 208.

<sup>6</sup> Briefe 37, S. 191.

<sup>7</sup> Briefe 34, S. 173.

<sup>8</sup> Briefe 39, S. 216.

<sup>9</sup> Gespräche III, S. 247.

<sup>10</sup> Gespräche III, S. 405.

<sup>11</sup> Gespräche IV, S. 339.

<sup>12</sup> Gespräche IV, S. 41. この若返りの時代が遠い将来において始まる時点はすでに確定しているが、なお何世紀、何千年もかかるだろう。

<sup>13</sup> Briefe 33, S. 120.

<sup>14</sup> Briefe 49, S. 283.

<sup>15</sup> Bd.12, 2, S. 244.

るのではないかと心配はしない、と言った<sup>16</sup>。彼はこれによって状況を極めて的確に判断した。というのも、事実、1815年以後は革命の思潮はもはや問題とならず、リベラルな憲法運動も極めて穏健だったからである。その後、ヴァルトブルク祝祭を受け継いだ一連の出来事は、たとえばこれほどゲーテが保守反動にこれらの事件の責任の一端を見ていたとしても、大衆勢力に対する彼の以前の憂慮を再び高めた。1830年のフランスの【七月】革命はゲーテの憂慮を最高度に高め、それは今や1789年当時よりもはるかに強まった。

### 七月革命の影響に対する懸念

時代精神と時代の出来事について20年代のゲーテの心を満たしていた懸念の気分はすべて、七月革命によって新たに呼び覚まされる。ゲーテはパリでの事件の経過に、1789年に始まった出来事の再来を見た<sup>17</sup>。彼の心を特に不安にしたのは、またしても大衆の勢力に対する憂慮だった。パリで状況が先鋭化し、『グローブ』誌がゲーテの目にはラジカルで革命的な論調へ傾くと、ゲーテは1830年4月、フランスの諸新聞の講読を取りやめたが、それによって自分の仕事のために「言いようもないほど」多くの時間が持てることを好都合と思っているようであった。「というのも、よく考えてみると、われわれ私人が自分たちに関わりがないことにあまりに関心を持ちすぎるのは、俗物根性だからだ」<sup>18</sup>。だが、私的で、精神的な領域へ逃げこむことで心を落ち着かせることに、1830年のゲーテはまだ、1789年の時ほどは成功していなかった。というのも、ソレが伝えていることを根拠に<sup>19</sup>、ゲーテはフランスの学者たちの間に当時起こった論争に活発に取り組み、パリの政治的経過に対するよりも熱烈に関心を寄せた、と主張する<sup>20</sup>のは決して正しくないからである。ゲーテは他の多数の同時代人たち同様、七月革命を実際そうであった以上に重要なことと見た。彼が新聞購読を止めたのは、非常に不安を感じつつも、まさに友人たちをとおして、内密の外交情報をもとに政治的な経過について通じていたからでもあった<sup>21</sup>。そしてまた、彼はパリの出来事を熱心に研究した。

ゲーテは当初は革命を信じず、政府にたてついている人の中には、事と次第によっては失うもののある人々があまりに多すぎる、と述べていた<sup>22</sup>。このコメントは、ゲーテがパリ事件を的確に判断していたことを示している。というのも、フランス市民階級は革命を考えていたのではなく、ただ自分たち市民の権利を念頭に置いていたからである。実際、市民階級はブルジョア王政

<sup>16</sup> Gespräche II, S. 356f.

<sup>17</sup> ゲーテはたとえば、「1790年の悲劇の再演」について述べている (Briefe 47 S. 217f.)。

<sup>18</sup> Briefe 47. S. 43f.

<sup>19</sup> Gespräche IV, S. 290. ソレはこの対話の際、政府と王権の崩壊については伝えておらず、おそらくこれはまだ知られていなかった。

<sup>20</sup> Vgl. Briefe 47. S. 176, 191f., 271. ゲーテはこう言っている。「論争がどれほど熱狂的に取り扱われたかは、7月19日、政治的興奮が最高潮に達したとき、それとはおよそかけ離れたこの学問的、理論的問題がそうした人々の心を占め、刺激したことから見て取れる (Naturwissenschaftliche Schriften XII, S. 210; Vgl. XIII, S. 110)。

<sup>21</sup> Vgl. Tagebücher XII, S. 333 und Briefe 48, S. 64, sowie die Berichte von Gerdorff, G. G. 1892, S. 98ff.

<sup>22</sup> Gespräche IV, S. 189.

の形で自らの階級支配を打ち立てることに成功した。より徹底した革命を求めて蜂起するというのは、1830年には基本的に問題外であった。それでも、七月革命は時空を越えて、少なからず政治的作用を及ぼした。それはネーデルラント、イタリア、ポーランドやまさにヴァイマル近隣のいくつかのドイツ小国家で反響を巻き起こしたのであり、同時にヨーロッパ全体で紛争を引き起こすように見えた。ゲーテは、「フランスで発火した炎」が大々的に飛び火するのではと心配し、「北方の全土に革命を起させ」うるというカニング<sup>23</sup>の言葉に留意するよう警告を受けたように感じた<sup>24</sup>。騒動がヴァイマルにも近づいたとき、彼は非常に不安になり、諸政府がしっかりと、精力的に対処するよう要求した。彼はツェルター宛てにこう書いた。「というのも、私たちは、近ごろ大衆や暴徒集団の間で起こった狼藉行為にはもうほとんど慣れきってしまったからです…かつての騒然とした興奮状態が40年後に再びよみがえるのは、私にはもちろん奇妙な感じがします」<sup>25</sup>。彼は「くだらない模倣の衝動」に言及している<sup>26</sup>。ゲーテのいつもの洞察、統治する人間たちにも責任の一端があり、こうした事件は常に統治の失敗の結果であるとする洞察は、既存の体制に対する憂慮の前に沈黙する<sup>27</sup>。ヴィルヘルム・フォン・フンボルトに宛てて、彼は当時こう書く。「リスボン地震が…その影響をきわめて遠くにある湖や泉で感じさせたように、私たちもあの西方での爆発によって、40年前と同じように、直接に揺さぶられました」。書簡の構想にはもっと厳しい記述がある。「奈落の縁まで追い詰められ、そのぱっくり開けた口を前にして、何とか後じさりし、何とか丈夫な地面に腰を落ち着けたと思った矢先、私たちには新たに危険が迫り、白状しますと、不安な気持ちに陥れられたのです」<sup>28</sup>。

### 革命を恐れる時代

革命に対する恐怖は1830年にドイツの小宮廷やその他で——ロシアの皇帝たちを想起されたい——しばしばグロテスクな形を取った。宮廷女官リネ・フォン・エグロフシュタインは、ゲーテ家に頻繁に出入りしたが、当時ヴァイマルから、「すべての人が当地では怖がっています」と書いた。彼女は、ゲーテがこの月日を過ごした環境を非常に具体的に描写している。家の扉のすべてが施錠され、「すべての人が革命の話で持ち切りで、そんなことをやってみようという気を起こす人など誰もいない」。軍隊は倍増され、民兵が組織された。「ああ、愛すべきボーリュー<sup>29</sup>に会えたらよいのに。あの人は何も恐れるものがない。というのも彼は身分の低い人たちに対しては善意を見せることしか知らず、尊大な態度は上流階級に対して向けていたからです。たいて

<sup>23</sup> (訳注) George Canning (1770-1827)。イギリスの外相。ラテンアメリカ諸国の民族主義・独立運動に対して不干渉の立場を取り、ヨーロッパ内では自由主義的な動きを支援する外交政策をとった。

<sup>24</sup> Briefe 47. S. 212.

<sup>25</sup> Briefe 47. S. 247f.; vgl. 48, S. 276.

<sup>26</sup> Briefe 47. S. 260; Gespräche V, S. 1176.

<sup>27</sup> „Tagebücher“にこう書かれている。「カール 10 世とその大臣たちは、彼らが統治の任に就いた際、新聞雑誌に発行の許可を与えたとき敗北していた」(XIII, S. 35)。

<sup>28</sup> Briefe 47. S. 303, 437; vgl. S. 280.

<sup>29</sup> (訳注) Carl von Beaulieu-Marconnay (1777-1855)。ハノーヴァーの上級営林官、軍人。1804年、エグロフシュタイン伯爵夫人ヘンリエッテと結婚。

いの人たちは逆のことをやったために、彼らの行為は報いを受けることになったのです」<sup>30</sup>。革命を目指す大衆に対する不安は、ゲーテにもフランス大革命の再来を危惧させたが、政治的、社会的に賢明な洞察はそうした不安よりも、宮廷女官のこの言葉により多く秘められていた。

ゲーテは、1830年に1789年の事件の再来を見たただ一人の偉大なドイツ人では決してなかった<sup>31</sup>。ライヒスフライヘル・フォン・シュタインも現存するものすべてが衝撃を受けていると考えた。ランケは1830年には男盛りの只中にあったが、この二人の死の迫った老年の男たちと同じように感じた。彼も特に社会体制の転覆を恐れた。ニーブーアは当時、幸福、自由、教養、学問が壊滅すると予言した<sup>32</sup>。ゲーテは彼に同意し<sup>33</sup>、そしてこう言った。「ニーブーアは野蛮な時代が来るのが見えると言ったとき、正しいことを言った。というのも、野蛮さとは、卓越したものをそれと認めないこと以外の何だろうか」<sup>34</sup>。ロホリッツが1830年12月、「過渡期に」行動が粗暴になり「時代がすさむこと」は、「新世紀の新たな精神創造のための」犠牲に過ぎないのかどうか尋ねたとき、これについてゲーテの意を受けて回答したミュラーは1831年2月、ロホリッツがこの大きな問いを意識的に出したというのは、「慰めと沈静に類すること」だと言っている。「だから私たちも、残念ながらニーブーアがそうだったのだが、混乱を目にし、その結果を予感することによって意気消沈するのではなく、ちょうど万華鏡を覗くたびに新しい絵柄の組み合わせが現われるように、少し時間がたてば世界情勢は心を落ち着かせる展望を再び与えてくれると信じ、期待しよう。ニーブーアは実際、気力が挫かれたために死んでしまったのだ」<sup>35</sup>。しかし、このように述べることで自体がすでに、ロホリッツの書簡が全然、「慰めと沈静」と感じられなかったこと、ゲーテがニーブーアの気分をしっかりと共有していたことを示している。

<sup>30</sup> Hermann von Egloffstein: *Alt-Weimars Abend. Briefe und Aufzeichnungen aus dem Nachlasse der Gräfinnen Egloffstein*. München 1923, S. 362f. リネの母親ヘンリエッテは1830年10月にこう書いた。「ひょっとすると私たちは、ドイツがついに一つの国 [Reich] になるのを体験することになるかもしれません。彼らが大衆の頭上に掲げる多くの芥子の花冠が土壌の力を吸い上げすぎて、他の人々からあまりに多くの養分を奪い取っています」(S. 366)。

<sup>31</sup> クネーベルも1830年9月15日、ゲーテに宛ててまったく同様のことを書いた。「現在の政治の現象は、すでに数十年前になされた予言を実現しようとするもののように見える」(Briefwechsel Goethe-Knebel Bd. II, S. 401)

<sup>32</sup> ニーブーアの『ローマ史』第2版の第2部は1830年に上梓されたが、ニーブーアはそのなかでこう書いている。「現在私たちは、神が奇跡的な助力をしてくれなければ、西暦紀元3世紀中葉にローマ世界が経験したのと同様の破壊が差し迫るのを見通し、幸福、自由、教養、学問の破壊が視野に入ってくる。だが、たとえ混乱が多年にわたり文芸と学識を一掃することになったとしても、この19世紀とは異なり、ローマ史は新たに注目され、愛される時代がいつの日か再来することであろう」(Vorrede S.V)。

<sup>33</sup> *Gespräche* IV, S. 317.

<sup>34</sup> *Gespräche* IV, S. 353. 日記にこう書かれている。「私はすぐに短い序文を読んでみたが、この序文はひどく受けが悪い。なぜと言って、彼は非常に多くの人たちがひそかに恐れていたことを印刷させたからだ」(XIII, S. 2)。

<sup>35</sup> *Goethes Briefwechsel mit Friedrich Rochlitz, herausgegeben von Biedermann, Leipzig 1878, S. 378, 474f.* ミュラーは、「7月25日以降、野蛮な行為が再来するのではないかという恐怖にひどく苦しんでいることを表明した」ニーブーアの書簡に触れている。



ゲーテは「この制限だらけの世の中で無制限のものを求める」努力を非難する。「それは1830年には、これまで以上にぶしつけな形で現われているのかもしれない」<sup>36</sup>。「革命以前はすべてが努力だったが、その後は、すべてが要求とへ変わった」<sup>37</sup>。ゲーテにとって、1789年と同様、七月革命の際も重要だったのは憲法問題ではなく、自由と権利を求める闘争ではなかった。彼はせいぜい君主たちの失脚について何かのついでに言及するだけあり、彼の心を動かしたのは第一に、大衆の勢力がその「無制限さ」によって既存のものを、そしてそれとともに教養と文化の前提条件を破壊するのではという憂慮、いや不安である。ゲーテの見るところかつてナポレオンが、次いで神聖同盟がこれを防御するために築き上げたダムは、1830年に突き破られ、決壊し、無教養と野蛮の時代が迫り来るように見える。ゲーテは精神的な人格の自由をただ、大衆の勢力を抑制した状態においてのみ思い浮かべることができるが、この状態はそもそも政治の領域と精神の領域を分離するものであった。

### 政治的なものから内面世界へ

ゲーテはまた、人間生活の政治的分野と精神的分野の間に実り豊かな相互作用を認めることができず。ゲーテが別のこととの関連で言っているように、ここで彼は、「神および私の個性の本性が指定しようと欲する限界」に達した<sup>38</sup>。しかし、ここで言う限界とは単にゲーテ個人の限界ではなく、彼の依拠した福祉国家の国家像の限界であり、さらには、擬古典主義の世界がもっていた政治観の限界でもある。擬古典主義の政治観は、単に制限であるばかりでなく、精神的な成果のための前提条件として二度とは達成できないほど重要であった。

ゲーテの世界像からすれば当然のことだが、彼は、彼の理解する純粋な人間性が持つ力、この人間性の成長と成熟が時代精神によって破壊されると信じた。このとどまることなく前進する勢力を前にして、彼はこれまでにも増して自己の内面へ逃避することによって切り抜ける。公的なことは私にはまったく何の関係もない。私は絶えずただ自分の内奥のもの、すぐ手近のものを規則正しいものにすることに努力しよう<sup>39</sup>。「私には、私に備わり、なお残っているものを可能な限り高めること以上に切実にやるべきことはない」<sup>40</sup>。政治的なことは、彼はよそよそしいも

<sup>36</sup> 「この制限だらけの世の中で無制限のものを直接求めて努力するほど哀れに思えることはない」(Maximen [und Reflexionen], Bd. 42, 2, S. 235)。

<sup>37</sup> Maximen [und Reflexionen], Bd. 42, 2, S. 235。ミュラーに対して彼は七月革命について言っている。「私はこれを、人生の最後に私に与えられたかもしれない最大の思考訓練とみなすことで、自分の気持ちを落ち着かせることができるだけだ」。善の原則が優位となつてほしいと願っているが、真剣な憂慮がないわけではない (Gespräche IV, S. 291)。

<sup>38</sup> Briefe 40, S. 264。この書簡のきわめて性格描写的な箇所はさらにこう続いている。「私は本来的な意味での文字、発話、イメージを頼りとしており、記号と数字によって…何らかの仕方で行動することはまったくできない」。

<sup>39</sup> Briefe 49, S. 399。

<sup>40</sup> Briefe 49, S. 283。パナマ運河の建設を生きて迎えるためにもう50年生きる甲斐があるといった発言は、ゲーテにとってまったく異例である (Gespräche III, S. 349f.)。私は世界史の最大の出来事が日常茶飯事であった時代に生きたという点で有利だった、というエッカーマンへの発言も同様である。彼は七年戦争、アメリカのイギリスからの独立、フランス革命、ナ

の、不可解なものと感じる<sup>41</sup>。どんな共同体も、『遍歴時代』のなかの共同体もゲーテにとって国家とは何の関係もない。[『遍歴時代』に出てくる]結社にしても、せいぜいいくらかの警察の機能を引き受けるだけであり、その共同体としての内的結合は、宗教としたりに基づいているのであって、国家や「民衆からかけ離れている」。

シラーはゲーテと非常に異なった点から出発しつつ、ゲーテと同様の結論に達していた<sup>42</sup>が、1798年、ゲーテはシラー宛てにその『ワレンシュタイン』について書いた。「占星術的なところは歴史的、政治的で野蛮な一時的なものの一部分として、他の多くのものの中でも悲劇的なものに対置させ、これと結びつけるべきものでしょう」<sup>43</sup>。友の『ワレンシュタイン』三部作の結末について、ゲーテは一年後、「すべてが政治的であることをやめ、ただ人間的となること」を賞賛している<sup>44</sup>。『遍歴時代』で、ある登場人物について次のような報告がある。「彼は市民社会を、それがどんな国体に従っていようと、ある種の自然状態とみなした。それはよい面、悪い面を備え、そこには通常の生の経過があり、豊かな年があれば貧しい年もあり、おまけに偶然にも思いがけず、激しいあられ、洪水、火災の被害だつてある。よいことはつかみ取り、利用し、悪いことは避け、あるいは耐え忍ばなければならない」。結局のところ、これはゲーテ自身の立場の特徴を示している。エッカーマンに対して彼は、純粋に人間的な性質を備えた永遠に繰り返す現象について言及したあと、付け加えて言う。「政治的なものは何か一過性のもの、永遠に繰り返すものだ」<sup>45</sup>。

### ★翻訳の権利について

「文学的及び美術的著作権の保護に関するベルヌ条約」において、いわゆる「10年留保」条項（1970年12月31日以前に刊行された本については、刊行後10年間、翻訳出版されていなければ翻訳権を取得する必要はない）が特例措置として日本に認められている。訳者の調べた限りでは、本翻訳にこの特例措置が適用できると考えられる。

---

ポレオンとその没落を挙げている。私は生きた証人として、これから生まれる人たちが持ち得るのはまったく異なった結論と確信に到達した（Gespräche III, S. 74f.）。

<sup>41</sup> ゲーテは1826年、ラインハルト宛に書いている。「ところで、世の中というものは驚くほど大きいもので、私には自分がまるで小舟に乗って大きな艦隊の間を何とか通り抜けていくような感じがします。何しろ、すべてが私の横に浮かんではいませんが、目測することもできず、五感で捉えることもできないのですから」（Briefe 41, S. 159）。

<sup>42</sup> シラーは1795年11月4日、ヘルダー宛に以下のように書いた。「思うに、私たちの思考と行動、私たちの市民的、政治的、宗教的、学問的生活は、ちょうど散文と詩のように対立していることが証明できます。私たちの状況の全体にわたって散文がこのように優勢であることは、私の見るところ、決定的に大きなことであるため、詩的な精神はこれに打ち勝つことはなく、これに感染するのが必然で、したがって死滅せざるを得ないでしょう。そのため私は、詩的天才にとっての頼みの綱としては、現実世界から引き下がり、彼にとって危険なあの連携ではなく、極めて厳格な隔離を求めて努力すること以外に知りません（Schillers Briefe, herausgegeben von Fritz Jonas, Bd. IV, S. 313f.）。

<sup>43</sup> Briefe 13, S. 326.

<sup>44</sup> Briefe 14, S. 46.

<sup>45</sup> Houben: Eckermann Bd. II, S. 683.